

# 令和5年第2回（6月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和5年6月8日（木）午前10時00分～午後2時52分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤知視	10番 川渕文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦	

計 11名

## 4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄

計 1名

## 5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第31号 大潟村村税条例の一部を改正する条例案  
議案第32号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案  
議案第33号 工事請負契約の締結について  
議案第34号 普通財産の貸付について  
議案第35号 普通財産の貸付について  
議案第36号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案  
議案第37号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案  
議案第38号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案  
議案第39号 令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

- 議案第40号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案  
議案第41号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案  
議案第42号 教育長の任命について  
報告第1号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告  
報告第2号 令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告  
報告第3号 令和4年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書報告  
報告第4号 令和4年度大潟村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告  
報告第5号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、令和5年第2回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、「会議録署名議員」の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、松本正明さんと、6番、黒瀬友基さんを指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、3番、三村敏子さん。

**【議会運営委員長：三村敏子】**

3番、三村敏子です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る5月31日、午後1時30分より議員控室において、村当局より薄井総務企画課長、菅原総務企画課主査出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は5名で、提出案件は17件であります。提出案件の内訳は、条例関係2件、契約1件、財産貸付2件、補正予算6件、人事案件1件、報告5件でありました。委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日6月8日から6月13日までの6日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりで

あります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月13日までの6日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》異議なしと認めます。

よって、会期は、6月8日から6月13日までの6日間と決定いたしました。

次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和5年2月分から令和5年4月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る5月10日、八郎潟町役場において同協議会の定期総会が開催され、令和4年度の事業報告及び決算認定並びに令和5年度の事業計画及び予算について審議を行い、全会一致で承認されました。なお、今年度の南秋田郡町村議会議員大会は、8月3日に実施する予定で、準備をしております。

次に、秋田県町村議会議長会について、報告いたします。

去る5月15日、秋田県市町村会館において理事会が開催され、役員を選任が行われました。

会長に、遠藤政勝井川町議会議長、副会長に、目時重雄小坂町議会議長、監事に、加藤彦次郎三種町議会議長、同じく監事に、森元淑雄美郷町議会議長をそれぞれ選任しました。

次に、全国町村議会議長会について、報告いたします。

去る5月23日、町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、参加して参りました。研修では、大正大学教授、江藤俊昭氏による「町村議会の課題と今後の展望について」と題しての講義のほか、NPO法人ブロードバンドスクール協会理事、若宮正子氏、朝日新聞社コンテンツ編成本部次長、三島あずさ氏による講義が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について、報告があります。

2番、工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

2番、工藤勝です。

私から、令和5年3月22日に開催された、男鹿地区消防一部事務組合議会第1回定例会

の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、議案上程に先立ち、管理者より諸般の報告がありました。主な内容については次の通りです。

1. 救急車の病院到達時間の遅延について
2. 管内における火災救急業務の状況として、火災発生件数は17件で、前年と比較し14件の減であった。救急の出場件数は2,652件で、前年と比較して445件の増。搬送人員は2,430人で418人の増とのことでした。
3. 消防の広域化について
4. 小型救助車の無償提供

などの報告がありました。

次に、議案の審査に入り、議案第1号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について」及び議案第2号「男鹿地区消防一部事務組合職員の降格に関する条例の制定について」が一括上程され、管理者から提案説明、消防長より補足説明があり、質疑は、附則の施行年月日についてなどがありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「男鹿地区消防一部事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」及び議案第4号「男鹿地区消防一部事務組合個人情報保護審査会条例の制定について」が一括上程され、管理者から提案説明、消防長より補足説明があり、質疑は、審査会の委員構成や人数についてがありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第3号及び議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和5年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計補正予算について」が上程され、管理者から提案説明、消防長より補足説明がありました。本予算は、近年、大規模・複雑・多様化する各種災害や高齢化の進展等により増加することが懸念される救急需要に対応するため、人件費及び資機材の維持管理経費等を計上したほか、投資的経費として、本所待機室エアコン工事、天王分署配置の高規格救急自動車の更新等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を14億3,868万4千円とするものであるとのことでした。

質疑については、救急車及び資機材の更新、交際費の残高について、消防手数料の内訳についてなどがありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、男鹿地区消防一部事務組合議会第1回定例会の審査の経過と結果について、報告を終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について、報告があります。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

八郎湖周辺清掃事務組合議会が開会されましたので、私からその審議経過と結果について、ご報告いたします。

令和5年3月20日、男鹿市八郎湖周辺クリーンセンター研修室におきまして、令和5年第1回八郎湖周辺清掃事務組合議会定例会が開会されました。

会期の決定、会議録署名議員を指名した後、菅原管理者より諸般の報告がありました。令和4年度のごみ搬入量の実績見込みとして、家庭系ごみは約1万530トンで、前年度よりマイナス190トン、1.8%の減少を見込んでいる一方、事業系ごみは約3,770トンで、前年度よりプラス30トン、0.8%の増加で、ほぼ前年度並みを見込んでおり、家庭系、事業系を合わせた搬入量の合計では約1万4,300トンで、前年度に比較してマイナス160トン、1.1%の減少となる見込みであるとの報告でした。また、施設の稼働日数は、熱回収施設の1号炉が前年度より14日多い284日程度、2号炉が前年度より19日少ない264日程度、リサイクル施設が前年度より3日多い256日程度になるものと見込んでいるとのことでした。

続いて、議案第1号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例について」、議案第2号「職員の降給に関する条例の制定について」、議案第3号「個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、議案第4号「情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」が一括上程され、管理者より提案理由の説明があり、事務局長より補足説明を受けた後、審議に入りました。

委員より、個人情報の保護に関する法律施行条例の整備が必要となった理由や、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例について段階的に年齢を引き上げるという文言を入れてもいいのでは、などの質疑がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第1号から議案第4号まで、全会一致で原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号「令和5年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計予算について」が上程されました。

本予算は、組合市町村から算入されるごみの処理に係る施設の維持管理費等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を5億1,684万5千円とするものです。

令和5年度の大潟村の負担額は、事務費において4,001万3千円となっております。公債費負担金は、起債の償還が令和4年度で終了することにより、廃目となりました。

管理者より提案理由の説明があり、事務局長より補足説明を受けた後、審議に入りました。委員より、会計事務処理委託料の内容や地方公会計財務書類等作成業務の内容、またごみ処理手数料の積算根拠や燃料費等の高騰への見込み、今後の職員体制に対する考え方などについて質疑がありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第5号は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、令和5年6月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症関係について申し上げます。

新型コロナウイルスの村内の感染状況についてですが、4月に2名、5月に1名、6月に1名の感染者がありました。新型コロナウイルス感染症については、5月8日に感染症法上の分類が季節性インフルエンザ等と同じ5類へ引き下げられたところです。これにより、感染者の全数把握がなくなり、罹患した際の医療費は一部自己負担へと変更されています。

なお、これまで設置していた「大潟村新型コロナウイルス感染症対策本部」は、5月15日に会議を開催し、今後の対応方針を協議して解散したところです。

今後の対応としましては、役場庁舎やその関連施設において、感染予防のためのアクリル板及び検温器を5月末に撤去しております。また、職員のマスク着用も個人の判断としておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

村民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染防止対策を心がけていただくようお願いいたします。なお、感染が疑われる場合は、ご自身で検査キットを用いて判定していただき、陽性が確認された場合、症状が軽ければ自宅療養を、症状がある方で重症化リスクの高い方や症状が重い方は、外来対応の医療機関に連絡のうえ受診されますようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

村では、高齢者及び基礎疾患のある方に対し、6月22日から集団接種により、本年度の接種を開始する予定としております。今年度よりウェブ予約でも希望日時を受け付けておりますので、ご利用いただければと考えております。

なお、接種費用につきましては、来年3月31日までは引き続き公費負担とする国の方針が示されており、自己負担はありません。

次に、国民健康保険事業に関するこれまでの動きについて申し上げます。

3月定例会におきましては、次期秋田県国民健康保険運営方針の策定に向け、早期に保険料水準の統一を図ることと、激変緩和措置の延長について、秋田県と秋田県町村会に要

望書を提出したことを申し上げました。

その後、県国保医療室より、市町村間格差の是正に向け、令和6年度から6年間の次期運営方針において、国民健康保険事業の運営に必要な県に納める事業納付金の算定方法を見直し、新たな激変緩和措置の提案がありました。

一方、秋田県町村会では、村の要望を受け、各町村に対し次期運営方針に対する意見を調査したうえで、次期運営方針における激変緩和措置延長について、県への要望の準備を進めていたところですが、新たな激変緩和措置が設けられる見通しとなったことから、県への要望は取り下げる運びとなりました。

また、6月7日には県国保医療室が来庁し、事業納付金算定方法と今後の保険料水準の全県統一に向けた考え方について、より詳細な説明を受けたところです。

次に、八郎湖クリーンアップについて申し上げます。

今回で42回目となるクリーンアップを6月4日に開催し、各自治会及び日付をずらして開催した3団体から、計853名の参加がありました。自治会以外の団体としては、役場のほか、昨年に引き続きカントリーエレベーター公社、そして情報産業労働組合連合会からも参加をいただきました。秋田県立大学の学生寮については、今年もコロナの影響を考慮し不参加となっています。

回収したごみの量は、約1.2トンとなり、昨年度に比べて約0.4トン少なくなったところです。目分量での報告ではありますが、袋に入らない家電等の粗大系のごみが、昨年に引き続き減少しているように見受けられました。また、一昨年より袋に入るものは二分別で回収しており、昨年からはどちらもクリーンセンターに搬入し処理してもらっています。これにより、処分場に埋めるごみの量は大幅に削減できており、一部のごみは不燃ごみの選別ラインで回収され、資源化もできるようになっております。

ご参加いただきました皆様のご協力に感謝申し上げます。

次に、株式会社大潟共生自然エネルギーからの剰余金配当について申し上げます。

太陽光発電は昨年度も比較的順調で、計画値の109%の発電量を記録しております。6月5日に開催されました、株式会社大潟共生自然エネルギーの定時取締役会において、令和4年度の決算報告の承認案などとともに、剰余金配当案が決定されました。今月22日に開催される定時株主総会において承認いただければ、その後、村も含め各株主に配当される見込みです。配当金額は昨年同様1株あたり1万5千円、村の所有株数が80株ですので、合計120万円が村への入金予定金額となっております。

次に、脱炭素事業の進捗状況について申し上げます。

先般3月議会において、令和4年度計画の関連予算の繰越についてご承認をいただき、現在改めて実現に向け推進しているところです。

株式会社オーリスの具体的な状況を申し上げますと、バイオマス熱供給事業につきましては、金融機関からの融資決定を受け、設計・工事の契約が間もなく締結される見込みで

す。年度内には、熱導管の敷設及びボイラー棟の建設、デンマークからのボイラーの搬入までを実施することとしており、順調にいけば、来年の6月から試運転、7月から本格稼働となる予定です。

また、公共施設等への太陽光発電及び蓄電池導入事業については、株式会社オーリスの意向に沿い、村が設置場所変更に伴う環境省との調整を行っており、順次、設計の契約変更、工事の発注等を行う予定としております。そのほか、集合型村営住宅への太陽光発電と蓄電池の設置、ホテルサンルーラル大潟とポルダー潟の湯両施設の省エネ化、公用車のEV化については、計画全体の調整等を含め検討を進めている段階です。

引き続き、事業執行や計画変更について、環境省とも協議しながら推進してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

はじめに水稻ですが、春先から好天が続き、育苗期間に一時低温があったものの育苗は順調でありました。田植えは5月中旬から始まり、天候にも恵まれる中、周期的な降雨もあり、生育は順調に推移しております。

次に、たまねぎですが、融雪が早かったため、融雪後の生育は平年をかなり上回っておりますが、一部の圃場で霜害による葉枯れ症状や生育量が旺盛だったことによる抽苔の発生が目立っております。また、べと病の発生が確認されましたが、早期の対応により拡大には至っておりません。

次に、小麦ですが、融雪後、気温が高めに推移したことで幼穂形成が早まり、出穂は平年より7日程度早まりました。減数分裂期の低温で不稔粒が見られておりますが、穂数は平年より多めであり、出穂後の生育も目立った病害等は見られておらず、概ね順調に推移しております。

次に、生産調整等の取り組み状況について申し上げます。

令和5年の生産調整は、転作の目安面積を4,046ヘクタールとして、2月に営農計画の受付を行いました。その後の変更も含め集計を行った結果、農家戸数474戸のうち、これまでに378戸の農家が計画書を提出しております。作付面積は、加工用米・飼料用米などコメによる転作が3,373ヘクタールで前年比522ヘクタールの減、麦や大豆などの畑転作は400ヘクタールで前年比5ヘクタールの減となっております。主食用米の作付面積は前年比536ヘクタール、約11%増となる5,217ヘクタールとなりますが、取り組み面積は6月中旬から行う経営所得安定対策等の交付申請受付により固まる予定となっております。

次に、桜と菜の花まつりについて申し上げます。

4月22日から5月7日まで、サンルーラル大潟、多目的運動広場周辺を主会場に、桜と菜の花まつりを4年ぶりに開催しました。

今年は桜が平年より10日前後早く満開となったことで、桜と菜の花ロードの来場者は祭り開催の前の週が多くなりました。祭り期間中は風の強い日もあり、来場者が分散した傾

向で、会場の混雑や渋滞もなく、期間中の来場者は約9万9千人と、令和元年と比較して約2万6千人の減少ではありましたが、多くの方々に村へ来ていただきました。

大潟村の代名詞ともなった桜と菜の花は、県内だけではなく県外にも広く認知されており、今後も耕心会をはじめ村民の皆様や関係機関の協力を得ながら、観光振興、地域活性化に役立てていきたいと考えております。

次に、ポルダール大潟の湯及びホテルサンルーラル大潟において、レジオネラ属菌が検出されたことについて申し上げます。

5月24日に行われた秋田中央保健所による定期検査の結果、ポルダール大潟の湯及びホテルサンルーラル大潟では基準値を上回るレジオネラ属菌が検出され、5月31日の夕方に保健所から株式会社ルーラル大潟へ報告がありました。

村では、株式会社ルーラル大潟とその対応を協議し、6月1日より両施設の入浴部門を自主休業とし、2日から6日にかけて、温泉系統並びに白湯系統の配管などの消毒・洗浄を行ったところであり、再検査により安全性を確認した後、6月14日頃の再開を目指しているところでもあります。

株式会社ルーラル大潟においては、お客様へは丁寧に状況説明を行い、また宿泊のお客様には近隣施設への送迎により入浴を利用させていただいております。利用者の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、入浴以外の営業を継続しながら対応しているところであり、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、休日の部活動地域移行について申し上げます。

3月定例会においてもご報告いたしましたが、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度から7年度までの3か年において、中学校の休日の部活動の指導を、地域連携並びに地域の運営団体による地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に取り組むよう進めております。

大潟村におきましても、期間内に移行するべく関係者との協議を進めており、昨年12月13日に大潟村体育協会やスポレ大潟をはじめとする関係団体の代表者に参集いただき、学校部活動地域移行についての説明会を開催しております。

その後、1月下旬に国のガイドラインが示されたことから、2月下旬には小中学生や中学保護者及び教員を対象にアンケート調査を実施し、意向確認を行っております。また、3月6日には地域の指導者を対象とした部活動地域移行指導者説明会を、4月19日には令和5年度大潟中学校PTA総会において、保護者に対し今後の取り組みについて説明したところでもあります。

部活動の地域移行は、指導者の確保や責任分担の明確化、費用負担など課題も多く、さらには少子化の進行により将来的な団体競技の維持は困難であり、中長期かつ広域的な枠組みにまで検討範囲を広げる必要があります。そのため、学校関係者だけではなく、多くの方と協議・検討していく必要があります。

村民の皆様におかれましても、中学校の部活動については関心が非常に高いものと思わ

れますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、令和4年度一般会計の決算見込みについて申し上げます。

現在、計数整理中ではありますが、歳入面では、温泉等への入館者の増員により当初見込と比較し入湯税が増収しております。また、宅地分譲地の購入需要もあり、土地売払収入等も増額となっております。歳出面では、子育て支援や地方創生臨時交付金等を活用しての地域経済の活性化に取り組み、新型コロナウイルス感染対策を講じつつ経費の節減と効率的執行に努めたところ、令和4年度の剰余金は約1億7千万円程度となる見込みであります。

以上、諸般の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、日程第5、議案第31号「大瀧村村税条例の一部を改正する条例案」から、日程第15、議案第41号「令和5年度大瀧村公共下水道事業特別会計補正予算案」まで、及び、日程第17、報告第1号「大瀧村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」から、日程第21、報告第5号「令和4年度大瀧村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております議案について、順次申し上げます。

議案第31号「大瀧村村税条例の一部を改正する条例案」については、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第32号「大瀧村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」については、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の規定を整備するとともに、令和5年度の国民健康保険税を賦課するため、税率を改正するものであります。

次に、議案第33号「工事請負契約の締結について」説明申し上げます。

水道施設デジタル化工事について、5月30日に条件付き一般競争入札を執行したところ、1億7,215万円で、

由利本荘市川口字柴野201番地3

有限会社マサカ電機

代表取締役 眞坂和利

が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号「普通財産の貸付について」は、北1丁目における集合型村営住宅の建設のため、普通財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号「普通財産の貸付について」は、北1丁目に建設する集合型村営住宅

の管理及び大潟村への貸貸のため、普通財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課関係では、企画費において、大潟村暮らし応援商品券事業に2,247万9千円、自治振興費において、入植50周年記念事業に50万円、OA管理費において、庁内ネットワーク保守管理事業に167万9千円を計上しております。

福祉保健課関係では、社会福祉総務費において、令和4年度に実施した住民税非課税世帯へ臨時給付金を給付する事業の実績確定に伴う返還金に2,358万4千円、価格高騰重点支援給付金（低所得世帯）事業に1,299万9千円、障害者福祉費において、障害者支援施設等物価高騰対策事業に42万円、児童福祉総務費において、児童保護措置費負担金に571万2千円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に76万円を計上するとともに、保健センター費において、健康づくり推進事業として108万2千円を計上しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、環境保全型農業直接支援対策事業に20万円、商工振興費において、株式会社ルーラル大潟経営改善事業に273万9千円、プレミアム飲食券事業に1,050万円、おおがた旅割プラス事業に3,023万1千円を計上しております。

教育委員会関係では、事務局費において、英語教育推進事業に71万3千円を計上しております。

さらに、全般的事項として、人事異動等に伴う人件費関連での増減額分を計上しております。

これにより、補正総額は1億1,333万2千円となり、補正後の予算現額は51億9,880万6千円となっております。

なお、補正の財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金に求めたところであります。

次に、特別会計の補正予算案の主な内容について順次申し上げます。

議案第37号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」については、人件費の調整により7万4千円を増額しております。

次に、議案第38号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」については、コクホラインWeb版導入業務委託料として85万8千円を計上しております。

次に、議案第39号「令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」については、令和4年度の介護サービス収入及び指定管理料の確定に伴い、指定管理者である正和会への過年度分収益還付金として981万5千円を計上しております。

次に、議案第40号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」については、一般管理費において、人件費の調整により2万5千円を増額するとともに、雇用保険料を5千円、上下水道システムセットアップの手数料5万4千円、浄水場の公用車の修繕料を84万1千円それぞれ計上しております。また、水道施設デジタル化事業について、デジタル田

園都市国家構想交付金の交付決定に伴い、財源更正を行っております。

次に、議案第41号「令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算案」については、一般管理費において、人件費の調整により2万5千円、雇用保険料を2千円、上下水道システムセットアップの手数料5万4千円をそれぞれ計上するとともに、北1丁目インフラ整備事業に128万円を計上しております。

次に、報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」については、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、緊急に大潟村村税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めます。

次に、報告第2号「令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」については、繰越明許費の補正として、基幹水利施設ストックマネジメント事業に係る繰越明許費を追加したので、議会に報告し、その承認を求めます。

次に、報告第3号「令和4年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書報告」、報告第4号「令和4年度大潟村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告」、報告第5号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告」については、令和4年度予算のうち、令和5年度に繰り越した事業費について議会に報告するものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書その他関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、9日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、日程第16、議案第42号「教育長の任命について」を議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております人事案件についてご説明申し上げます。

議案第42号「教育長の任命について」であります。教育長の任期が令和5年7月31日をもって満了となりますので、北林強氏を引き続き教育長に任命したいので、ご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げます。

なお、教育長の任命の議会同意に際しては、この後、北林氏から所信表明をさせていただきたく存じます。

**【議長：丹野敏彦】**

それでは、所信表明を求めます。

教育長。

**【教育長：北林 強】**

令和5年大潟村議会6月定例会に、大潟村長より提出されました教育長選任に関する人事案件に関し、当事者として、議員の皆様、村民の皆様在所信の一端を申し述べたいと存じます。

本日は、このような機会をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ご承知のとおり、私は平成25年8月1日に大潟村教育委員会教育長を拝命して以来、3期、10年にわたり、その任に当たらせていただいております。最初の1期目は4年の任期でございましたが、その後の教育委員会法の改正により、3年ずつとなっております。

この間、村長や議長、議員の皆様をはじめ、多くの村民の方々のご理解とご協力を賜りながら、学校教育の充実、生涯学習の推進に努めて参りました。

こども園を含む、学校教育の充実につきましては、「学校・園の主役は常に児童、生徒、園児」という基本理念の基に、学校教育の学習環境や、園の保育環境についての計画的な整備や取り組みを重点的に進めてきたところであります。

その取り組みの例を挙げてみますと、今年で策定以来12年目を迎え、本村の学校・園の教育、保育の根幹を成す大潟村連携教育の推進、議会の皆様の方々の先見の明なご理解を得て、県内でもいち早く取り組みを進めることができたGIGAスクール構想に基づく、大潟小・中学校のICTを活用した授業改善事業、先の学習指導要領の改訂により教科化された特別の教科・道徳への段階的で積極的な取り組み、大潟村単独で採用しているALTにより、小学校1年生から6年生まで継続的に指導を展開している小学校における英語教育、さらには、令和元年に、学校運営協議会を立ち上げてスタートした大潟村コミュニティ・スクールの推進事業等々が挙げられます。

当然ながら、学校教育においては、授業改善に基づく学習力の向上が前提にあることは言うまでもありません。本村の小・中学校でも、学習活動・学習指導に計画的、組織的に取り組んでおり、毎年実施されている文科省の全国学力・学習状況調査でも一定の評価が得られていることは承知のとおりであり、その成果が中学校の進路指導にも十分表れていると思っております。

もちろん、これらの取り組みは、教育長のみの裁量で遂行できるものではなく、議会並びに、村長部局及び教育委員会、学校や園の先生方をはじめ、地域の多くの関係団体の組織的なご理解とご尽力があつての成果であることは言うまでもありません。

この10年、このような多くの事業や学習活動、保育活動をとおして、子どもたちの確かな学力を身につけ、豊かな心を培い、健やかな体を育むという、理念を掲げながら、生きる力の醸成を基軸に据え、幅広く人づくり、人間力の育成に取り組んできたところであります。

生涯学習につきましては、村民の学習機会や健康増進のための活動や事業を充実し、多くの活動を展開するための生涯学習施設環境の整備を進めてまいりました。

現状としては、生涯学習講座の充実整備、芸術文化活動への支援、公民館活動に伴う多

様な事業の展開、大潟村スポーツ協会への支援、総合型スポーツクラブ「スポーレ」との連携事業、スポーツ少年団の育成事業等に取り組んできたところであります。

なかでも、老朽化した村民体育館の建設が喫緊の課題となっており、議会でも議論いただいているところですが、それについては、令和4年度に基本構想策定委員会の報告書が大潟村長に提出され、次の段階へと進む段取りとなっておりますことは承知のとおりであります。

また、文化財保護につきましては、昨年、準備委員会を発足させ、3月議会の条例制定を経て大潟村文化財保護審議会を設立し、本年6月に第1回の審議会を開いたところであります。本村の設立で、東北全ての市町村で文化財保護審議会が設置されたことになりました。

その他、生涯学習関連の事業や活動につきましては多岐にわたりますので、割愛させていただきます。

今後の大潟村の教育行政について、所信を述べよとのことですが、現時点で選任されておられませんので、現実的な教育行政方針を明確に述べることは、難しい面もありますが、当面取り組まなければならない行政課題等々について具体的に申し上げます。時代の進展、社会の変化が著しいなか、学校教育をはじめ、取り組まなければならない教育行政課題が山積していることは確かでありますので、これまでの経緯を踏まえながら、今後の取り組みが必須となる事柄につきまして、5点ほどに絞って述べさせていただきます。

1つめは、ICTを活用した学習活動の推進であります。

平成24年から3年間、「産学官による普通教室でのICT活用の推進実証研究指定校」として大潟小学校がICTを活用した授業改善にいち早く取り組み、また、令和3年度から今年度までの3年間は、大潟中学校が秋田県教育委員会の「ICTを活用した授業改善支援事業」の研究指定校として、その取り組みを行っているところであります。

今後、小学校の早い段階から活用してきたタブレットを、いかに効果的に、効率的に、これまでとはまた違ったかたちで授業に継続して活用できるかという課題を、学校との協議の中で深めていく必要があると思っております。そのためには、数年経過したタブレットの更新や、年々変化しつつある利用ソフトの導入、さらには、子どもたちへの情報モラルの育成も大切な改善要素になってくるものであり、充実した指導を展開する必要性があります。

2つめに、不登校生徒に対する対応についてであります。

昨年度の不登校の児童、生徒の数は、小・中・高校生合わせて、全国で約30万人、本県で1,685人と公表されております。本村では、小学校ではゼロですが、中学校では数名の生徒が不登校傾向にあります。理由を正確に把握することは難しい状況にあります。1人でも不登校傾向にあつて悩む子どもが出ないように、学校と家庭との連携を密にし、心の、小さなSOSを見逃さずに情報を共有し、学校が充実した楽しい学びの場であり得るよう

さらに努力してまいらなければならないと思っております。

3つめに、特別支援教育の充実であります。

障がいがある子どもや特別な支援を要する子どもにとって、一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、適切な指導及び支援を図ることは、学校教育にとって重要な教育活動であると認識しております。本村においては、特別支援学級の他、普通学級においても、生活学習指導員の継続的な支援体制を整えて一貫した支援を行っておりますが、今後はさらに、支援の拡充や指導内容の充実を図っていく必要性を痛感しているところであります。

4つめに、休日の部活動の地域移行化についてです。

休日における中学校の部活動の地域移行につきましては、先ほどの村長の村政報告にもございましたが、昭和22年の学制改革から70年余りにわたって、学校では顧問教師による部活動指導がなされてきましたが、今後段階的に休日の指導、いずれは平常日の指導も視野にある訳ですが、地域に委ねるねらいで、昨年12月に、文科省より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関するガイドライン」が公表されました。本村としては、周辺3町との連携を取りながら進めてきております。これまで4回の説明会を実施しておりますが、近々に関係団体にも協議に加わっていただき、大潟中学校部活動の休日の地域移行に関する協議会を立ち上げて、具体的に進めていく計画であります。

しかしながら、指導者の確保や運営母体組織の確立、平常日の部活動指導者との連携等、多くのクリアする必要性のある課題があり、今年度の早急な取り組みが求められているところであります。

5つめは、大潟村教育交流推進事業についてであります。

2018年度、2019年度と連続して実施をしてきました、中学生のデンマーク王国への派遣研修事業ですが、コロナウイルス感染症や、先方の学校の受け入れ事情の変化により、休止状態にありましたが、別のオーフス大学の富岡教授のご尽力により、進捗度合いが増してまいりました。これまでのzoomによるオンラインミーティングでは、決定ではないものの、2024年度の実施に向けて、受け入れ予定の義務教育学校の校長、理事長、国際部長の大方の理解を得ているとの情報をいただいたところであります。ふた月に一度程のテレビによるオンラインミーティングを行っておりますので、また次の段階で進むことができばというふうには思っております。

今後、さらに具現化を図ってまいりたいと思っております。

以上、縷々申し上げましたが、大潟村の学校教育においても、生涯教育においても、何よりも大切なことは、干拓地大潟村を長年にわたって築いて来られた皆さんに、充実した生涯学習の場を提供できる生涯教育活動を展開するとともに、このあと、確実に村の100周年を担っていく今の子どもたちが、大きな夢を抱きながら、生き活きと目を輝かして、学びあえることができる学校教育の構築に、尽力できれば幸いであると存じております。

結びに、これまで長く教育に携わってきたなかで自分を支えてきた、元文科相初等中等

局長の菱村幸彦さんの教育一言を紹介し、所信といたします。

流行としての教育改革はもちろんだが、教育の不易の大切さを忘れてはならない。

「学校教育における不易とは、2つあり、1つは、目の前にいる子どもたちに、しっかりと学力を付けてやること、もう1つは、目の前にいる子どもたちを良い人間に育てることである。この2つのことを着実に実践するのが、学校教育の役割である。」

令和5年6月8日

大潟村教育委員会 教育長 北林 強

ありがとうございました。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時休憩いたします。

(午前11時07分)

(午前11時08分)

再開します。

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決は挙手でいきます。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第42号「教育長の任命について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時09分)

(午前11時09分)

再開します。

次に、日程第22、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

4番、菅原アキ子です。

2点のことについて質問させていただきたいと思いますが、はじめに、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について、ご検討いただけないか伺います。

子どもの頃、水ぼうそうにかかったご経験のある方も多いと思いますが、この水ぼうそうは治った後も、実は体内にウイルスが潜んでいて、年齢を重ねたり、過労やストレスで免疫力が低下した際に再活性化し、再び発症するといわれています。中高年に多く発症し、80歳までに3人に1人が経験すると推定されています。赤い発疹と鋭い痛みが特徴で、日常生活が困難になり、3週間から4週間ほどで皮膚の症状が治まっても、その後に顔面麻痺や目の障害、耳鳴り、めまいなど、重い後遺症を生じることもあります。

带状疱疹の広がりを受け、国は2016年3月に、予防として50歳以上の人への水痘ワクチン接種を承認し、新たに2020年には不活化ワクチンの使用を開始しました。この带状疱疹向けワクチンは2種類あり、水痘ワクチンは予防効果が50%程度で、費用は約9千円。不活化ワクチンは、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種でき、予防効果も90%と高く、効果が長時間持続することが示されていますが、2回接種が必要で、費用は4万4千円と高額です。コロナ禍を機にワクチンが身近になり、その大切さが理解されるようになっていますが、費用が高くて、接種をためらう方もおられるのではないかと思います。

带状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症であったり、後遺症の予防にも繋がるとされています。

既に全国では290自治体が接種費用を助成しており、県内でも独自に助成する市町村が増えています。能代市を皮切りに、2020年度以降、12市町村が実施しているほか、4市町村が導入を検討しています。

病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐ、軽減するという観点からとても大事なことではないかと思いますし、実際に発症している方の切実な声を行政が吸い上げて応えていく必要があるのではないかと思います。

村民の健康増進を図り、より多くの方々が予防接種できるよう、費用の助成についてご検討いただきたいのですが、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

村長のお考えを伺いたしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

4番、菅原アキ子議員の質問にお答えします。

村ではこれまで、病気を未然に防ぎ、村民の健康増進を図るため、総合健診や人間ドックに関する費用の一部を村で助成するといったことや、がん検診で国や県の補助対象外の年齢の方の検診費用を助成するなど、村民の健康維持のため、取り組みに力を入れてきたところです。

各種ワクチンの助成については、現在、定期接種枠にあるワクチン接種について助成を行っております。この定期接種ワクチンは予防接種法で定められており接種の努力義務があるものとならないものがあります。接種の努力義務があるものとしては、子どもが受けるポリオワクチンや日本脳炎ワクチン、結核ワクチン等がありますが、これらは全額村助成で、本人負担がなく接種を受けることができます。

接種の努力義務がない定期接種として、季節性インフルエンザワクチンや高齢者肺炎球菌ワクチンがあります。これらは年齢によって助成額が異なりますが、自己負担額が多くとも千円程度となるように助成を行っております。

予防接種法で、定期接種とされていないワクチンは任意接種と呼ばれており、带状疱疹ワクチンはこれにあたります。

県内では現在、議員のおっしゃるとおり、12市町村が带状疱疹ワクチンへの助成を行っております。周辺では能代市、三種町、潟上市で助成が実施されており、秋田市、男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町では検討中もしくは実施していないという状況です。

带状疱疹ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。生ワクチンは接種回数が1回で、接種費用は8千円、予防効果は51%、効果持続期間は5年となっています。不活化ワクチンは接種回数は2回で、接種費用は4万4千円、予防効果は97%、効果持続期間は10年となっています。

これらのワクチンに対する助成額や対象年齢は、県内では既に助成を行っている市町村でそれぞれ異なっておりますので、村としては、助成額や対象年齢等を考慮し、助成する、しないを含め、検討していきたいと考えております。

なお、带状疱疹の予防策として、免疫力を低下させないように、食事や睡眠をしっかり取るなど、日頃の体調管理を行うことが有効とされています。保健センターでは、料理教室や各種健康講座などを実施しておりますので、それらの活動の周知も行うことで、予防を呼びかけてまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

ただいまの村長の答弁の中で、この带状疱疹ワクチンは任意方針のワクチンであると、それも分かっておりますし、周辺でそういうふうには検討しているということも分かってはいますが、今現在大潟村は実施されていない村としての理解をしております。

政府は、予防接種法に基づき、全額を国庫負担とする定期接種とするか検討していますが、まだ結論の見通しは立っていません。

先ほど村長もおっしゃったように、住む地域によって費用負担がそれぞれ異なるのは望

ましくないと考えておりますし、負担が公平になる仕組みを作っていただきたいと思いますと考えておりますが、財政に余裕のない自治体もあり、全国では助成制度の創設や定期接種化を政府に求める意見書を可決する動きも広がっています。

それでも、現在実施している自治体は、発症すれば生活の質を著しく損なう油断できない病気と判断しての措置であると私は理解しています。現状を勘案しても、先ほど村は今後検討していくというご答弁でしたが、まだ大潟村は急いで導入しなくてもよいというお考えであると理解してよろしいでしょうか。

この带状疱疹ワクチン、実際罹患した方にお話を聞く場合があるのですが、やはりかなり切ないものがあります。そういう意味で村民に安心感を与えることも大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

この検討していくという、今後のその期間等、そういうことをお考えでしたら、お願いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まず村では県内の状況については、調査済みというか、大体把握しておりまして、それぞれ助成額や対象年齢についても調べているところですが、村としてもそうした予防接種をした時の金額をどうすれば、どれぐらいの方が受けてくれそうで、予算としてどうなるかということも含め、次年度の予算には間に合うような形で検討をしていきたいと考えております。

また実際、村の中で今どれくらいの方が接種しているかということも把握しきれていないので、少しそういったことも含め、村民の意向も確認できる機会もあればなとも思っております。

いずれ、町村会などでもこのことが話題になって、東成瀬村の佐々木前村長もなられたとか、お亡くなりになった八峰町の森田町長も带状疱疹を発症されたりとか、割と身近なところにも病気になられた方がいますので、本当に侮れないというか、症状が重くなると大変なことも伺っていますので、まずしっかり検討していきたいと考えておりますし、議員がおっしゃったように、国の動向にも注視していきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

ただいま、村長、次年度予算に間に合うように検討していきたいというお答え、大変ありがたく思います。

この乳幼児向け水痘ワクチンの定期接種が2014年に始まったことも、この発症者が増えている一因に挙げられています。それは水ぼうそうにかかる子どもが減ると、親が子どもを通じてウイルスに接する機会が少なくなり免疫力を高められなくなることが要因で、今後は若い世代でも発症者が増えるかもしれないと指摘する医師もおります。

带状疱疹を防ぐために、50歳以上の方には有効なワクチンの接種が可能であることや、水疱瘡に罹患したことがあっても再発する可能性があるので予防が望ましいことなど、十分に村民への周知を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど村長から、今後検討していくという大変ありがたいお言葉をいただいたのですが、ぜひ村は接種の後押しに取り組んでいただきたいと思いますが、再度、村長のお考えをお聞かせいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再々質にお答えします。

带状疱疹を発症すると非常に重症化する場合がありますし、しなくても結構症状がきついという大変なことがあるようですので、村民に対しても日頃から健康管理に、免疫を高めるようなことを含め周知するとともに、先ほど申したように、村としても接種する、しないを含め、次年度予算にはまず間に合うようにしっかり検討をしていきたいと思っております。

いずれ村も徐々に高齢化率が上がってきていますので、そうすると罹患する人も増えてくることも予想されますから、しっかり検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

次に、オンライン情報に不慣れな方達を支えていただくことができないか、お尋ねいたします。

社会のデジタル化が進み、様々な手続きや契約がオンラインで済むようになり、デジタルに対応できなければ、社会から孤立することにもなりかねません。

社会のデジタル化の目的は、国民全体の暮らしをより便利にすることにあると理解しております。

国が目指すDX、通称デジタルトランスフォーメーションと言われることですが、この推進計画では、誰1人取り残さない、人にやさしいデジタル化が謳われており、国民がデジタル社会の利便性を実感できることに重点が置かれています。何よりも大切なのは、その利便性を実感できることであり、そのための取り組みが極めて大切であると感じています。

若い世代でも苦手な方はおられると思いますが、とりわけ高齢者はデジタル活用に不安のある方が多く、年齢の相違による情報格差は特に問題視されております。2020年度に内閣府が実施した情報通信機器の利活用に関する世論調査の年齢別のスマートフォン、タブレットの利用状況調査によりますと、利用していないと回答した人の割合は、60歳から69歳で25.7%、70歳以上で57.8%となっており、他の年代と比較して高くなっております。総務省の調査でも、65歳以上のネット利用者の割合は他の年代より小さく、利用者であっても、約半数は頻度が低く、使いこなせていません。「説明書を読んでも理解できない」「どのボタンを押せばいいのかわからない」「横文字が理解できない」「使いたい。興味はあるけれども、使い方がわからない」という声も多く聞かれます。意欲はあっても、なかなか操作を覚えることができず、遠のいてしまうのが実情です。

日常生活でデジタル機器を使う必要を感じない人もおられると思いますが、利用方法を身近に相談できる相手がいない人が多いこともその要因ではないかと思えます。国としても、情報格差を低減するために、これまで高齢者をはじめとしたオンライン情報に不慣れな人たちに、デジタル機器の操作や行政などのデジタルサービスの利用方法を教えるデジタル活用支援員を配置する実証事業を行ったり、相談事業への支援金のための地方交付税措置がなされております。松山市など全国の自治体でも、市やシルバー人材センターなどが連携して支援員を養成し、趣味や健康など、生活に密着したスマホのアプリの使い方を重点的に教えているところもあります。

今後、行政手続きのオンライン化も進んでいくと思えます。高齢者への情報機器の普及が望ましい昨今において、機器に不慣れな方たちを置き去りにしないような取り組みは大切だと思っております。覚えようとする本人の熱意が一番大切ですが、それを支える環境があれば、関心も高まっていきます。

秋田市は昨年11月にスマートフォン相談窓口を始めております。無料でスマホの使い方をマンツーマン指導で学べるもので、高齢者を中心に申し込みが伸び、3月末までの予約率は100%でした。マンツーマンを行う相談窓口は1回1時間で、月曜日から金曜日まで1日3回開いています。利用者は昨年11月から今年3月末まで、延べ286人で、50歳代が9人、60歳代が44人、70歳代が173人、80歳代以上が60人と、高齢者が多くなっています。相談内容は様々なようですが、利用が堅調なことから、5月からは「初めてのスマートフォン教室」と題した出前講座を公民館などで始めており、情報格差解消に向けた支援を広げています。

携帯を取り扱っているお店などで教室が行われているのは承知しておりますが、それにとどまることなく、必要に応じて、身近な場所で手軽にアドバイスを受けられるような取り組みを進めることは、村としても大事なことはないかと思えます。

村長はどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、社会の様々な場面でデジタル化が進み、そしてその速度が増してきており、不安を感じる村民もいるのではないかと考えております。

国では、高齢者のデジタル活用を支援するため、デジタル活用支援推進事業を実施しており、各地で携帯電話ショップ、地元ICT企業、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどにより、スマートフォンの操作等の支援が行われているところです。

村における高齢者に対する支援としては、県が2年前から実施しているスマートフォン操作体験会に村も協力しており、今年度も実施する予定でおります。

また、先日行われた、県デジタル政策推進課との意見交換会では、飲食店のタッチパネル操作やセルフレジなど、生活に密着したものへの支援も必要ではないかと要望したところです。

デジタル活用支援員については、機種ごとに操作方法が異なり、またスマートフォン関連の相談内容も、例えばチケットのオンライン予約、コンビニ決済、交通系ICカードの利用、アプリの設定やその操作方法等と非常に多岐にわたり、全てに対応できる人材の配置が困難であることから、現時点では村専属の支援員を配置する予定はありませんが、ニーズの高まりがあれば、そういった内容の講座を開催する等、対応を検討してまいりたいと思えます。

なお、今後はマイナンバーカードの利用分野が、保険証としての利用等拡大していきませんが、行政手続きについては、役場の各担当窓口でご案内が可能ですので、ご相談いただければと思えます。

いずれにしても、社会のデジタル化に取り残されて村民が不利益を被ることのないよう、国や県の事業を注視しつつ、村内の関係事業所とも連携を図りながら、適切な支援に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

今年度も県のそういう講座を、村も共催という形ですか、行われる予定ということですが、何回くらいを予定されているでしょうか。私、先ほど秋田市の例を申し上げたのですが、そういうふうにはマンツーマンとか、秋田市は人口が多いですからそういう人数にもなるかもしれませんが、人口の、人数はあまり関係ないのですね。やはり知りたいという、そういう教えていただきたいという、店頭、ショップとまた違う意味で身近にいつも教えてもらえる、学ぶことができるようなところがあれば、本当に上達も早くなると思うのですね。高まりがあれば今後検討していくと先ほど村長おっしゃいましたが、その高まりというのはどういうところで把握できるのでしょうか。

それと、国も高齢者などのデジタル活用の不安解消に向けて、令和3年度から7年度までの5年間を想定し、5年度以降は携帯ショップがない市町村などで講習会を拡充しようとしております。総務省では、令和4年度第2次補正予算、デジタル活用支援推進事業に係る事業実施の公募を行っており、地域連携型は5月16日から5月26日まで、講師派遣型は5月20日から5月31日までの申請でした。既に受付期間は終了しておりますが、令和4年度では、自治体と連携したスマホ教室などで成果を上げているところもあります。公募にあたっては、事業者と要望の多い講習メニューの選定など打ち合わせを重ねたり、準備が必要になると思いますが、村の予算を使うことなく、全て国の予算で行われます。村が主導しながら、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどと連携しながら取り組んでいただくことができるのではと思いますが、このような事業に関して村長はどのようにお考えになりますでしょうか。

先ほどの2、3点の質問と併せて、検討の余地がおりかどうか併せてお願いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再質にお答えします。

まず1点目、県との協力関係ですが、今のところ県の方では、25市町村全体で200回の講座開設を予定していて、去年は村では2回ほどありましたが、今年度はまだ正式な回数や日程が決まっていませんので、今後確定していきますので、その折は村民にしっかり周知していきたいと思います。

また国の事業の活用についてですが、村としてもまだ詳しくこの内容を調査しておりませんし、ただ、こういう事業があるので申し込みすることはやぶさかではないのかなとも思います。

また、村では以前、パソコン教室というようなものを村民主体で行ったり、そうしたパソコンやスマートフォンなどに詳しい村民も多くいますので、今後そういった方々の協力を得ながら取り組めるようなことができるかどうか、そういったことも相談しながら取り

組んでいければとも思っていますし、先ほど述べたように、社会福祉協議会やシルバー人材センターとも連携してどういったことができるかを、今後、具体的に検討していければと思います。

いずれ、こうしたスマホをはじめこういうデジタル化がいろいろ進んでいきますので、そういったことにしっかり、村民が取り残されないように支援をしていければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【4番：菅原アキ子議員】**

大変ありがたいお答えをいただきまして、ちょっと前に進めるのかなと思っております。まず、やはり国が決めた行政のデジタル化ですけれども、やはり使えていない、分からないというだけでは、これからはちょっと難しい世の中になっていくのではないかと、そういう中で高齢者であっても置き去りにしないという、私達にとっては村が一番身近な存在ですので、何とか学べるような機会を身近に置いてほしいと、それを切望しておきます。

例えば、行政でこれからデジタル化が進んでいく訳ですけれども、その中で進めていくためには、利用者が使ってみたいなという意識を持っていただけるようなことを心がけていかなければならないのではと思います。ただ教えるだけではなく、例えば、村では料理教室などが行われておりますが、そういう機会にスマートフォンを活用してレシピや調理法を学んだり、運動する時にスマートフォンの歩数計など、機能と連動した講座を組み合わせたりして、小さな事例から始めるのも有意義ではないかと思えます。家庭で学びあう環境にある方は必要ないと思いますが、学ぶことができない方にとっては嬉しいことですし、デジタル機器の利用促進にも繋がります。講師の方にも配慮する必要がありますが、利用を促進する機会を作ることは、行政側にとっても大切ではないかと思えます。いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原アキ子議員の再々質にお答えします。

村でも既に、例えば子育て用のアプリも導入していて、今の子育て中の若い世代はそのアプリを活用して、スマホでいろいろな情報のやり取りや、いろいろな子ども向けの、それこそワクチン接種の日程のお知らせなど、そういったことがもう当たり前に行われている状況になっております。

高齢者の方々についても、今いろいろなサービスがスマホから受けられるようなことに

村としても向かっていますので、今後、いろいろな事業と組み合わせながら、議員のおっしゃるようにスマホを活用していくというのは良いことだなと思ったところです。

今回予算計上させていただいている、新たな健康増進に関する取り組みもスマートウォッチというものを配って、それを付けていただいて、その管理はスマホで行うというようなことにもなっていますので、いろいろな機会を通じながらスマホにも慣れてもらうというようなことは工夫しながらやっていければとも思いますので、村でやっているいろいろな講座の中でも、活用できるものはできるように検討していきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

いずれ、こうしたデジタル化が進む中では、行政としてできるということにおいて、いろいろな事業を、議員がおっしゃるように活用しながらできるだけ村の負担のない形でやれば一番いいと思いますので、そうしたことについては引き続き情報提供を含め、協力をよろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。

**【4番：菅原アキ子議員】**

本当に、先ほど何回も村長から、置き去りにしない形でこれからもやっていきたいという言葉をいただいただけでも大変ありがたいなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、9番、齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

9番、齊藤知視です。

通告に従い、2点質問いたします。

1点目ですけれども、新体育館建設の基本的な考え方ということで、昭和53年に建設された現在の体育館は43年が経過して、老朽化もだいぶ進んでおりますし、耐震基準も前の基準であるということで、まずこの災害時の防災拠点として適切でない等、そういった理由からの新たな体育館の建設が検討されております。

村民の皆さんのアンケートを実施した訳ですけれども、その結果を見ますと、非常に様々な多岐にわたる要望、更にイベント・大会そういった誘致も考慮した体育館にしたらいいのではないかということと、まず現状と同程度の規模、設備で十分ではないかという、大きく2つに分かれている訳ですけれども、建設資材の高騰あるいは労働賃金の上昇、それから今後の維持管理等々、まず大きな財政支出が伴う訳ですけれども、村民のこういった多岐にわたる様々な要望と財政負担、このバランスをどのように考えているのか。

2点目として、利用者の対象をどのようにするか。そういうことでの希望ですとか、設備がある程度決まるとは思いますけれども、村の考えはどのようなものか。

それから建設の予算ですね。今後の社会情勢において上昇した場合に、規模の縮小で対応するのか、あるいは建設費の増額となるのか。その辺の考えはいかがでしょうか。

以上、3点について質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

9番、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の質問についてですが、新体育館の建設につきましては、令和4年度に新体育館基本構想策定委員会を立ち上げ、県内の市や町の体育館視察や村民へのアンケートの結果を参考にしながら、令和5年2月に大瀧村新体育館基本構想を策定したところであります。村長に提出してございます。

アンケートには、議員ご指摘のとおり、ランニングコースやトレーニングルーム、サブアリーナなど、これまでにはない設備・施設の充実を求める意見や、既存の体育館と同規模のもので十分であるとの意見もございました。

今後、基本構想をベースにしながら基本設計、実施設計と進めていきたいと思っておりますが、ご承知のとおり、現在、建設資材や光熱費などの高騰に歯止めがかからず、数年先の建設費や維持管理費が見通せない状況にあります。村としてはこうした中で、財政負担とのバランスも十分に考慮して、新体育館の規模や設備を慎重に検討しているところであります。

また、活用できる制度を調査して、今後、活用できるかどうかも見極めて進めていきたいと思っております。

次に、2点目のご質問ですが、利用者の中心はあくまでも村民を想定しております。それ以外では、郡市レベルのスポーツ大会、これは中総体等の会場に何年かに1回会場になります、等の利用も想定しております。従って、新体育館の規模や設備もそれを前提としたものになると考えております。

次に、3点目のご質問ですが、議員ご指摘のとおり、今後の社会情勢によって建設費が大幅に変動することが考えられますが、現段階ではそこまで検討を進めていないのが実情であります。今後はこれらの多くの課題を踏まえて検討を深めてまいりたいと思っております。

議員ご承知のとおり、県内でも県立体育館それから横手市の体育館は複合施設なのですが、等々も含めて、当初の予算が大幅に、倍近くに跳ね上がっているという実情は、おそらく本村での新体育館建設にあたっては、避けて通れない道ではないかというふうに思っております。議員ご指摘のとおりであります。これから慎重に進めてまいりたいと思っております。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

このアンケートの中に村の考え方も出ている訳ですけれども、この施設整備の基本的な考え方ということで、最初にこのアンケートの中にもありましたけれども、まず建て替えないで、何か補修等で対応できないのかという意見もありますので、その辺の事情はしっかり村民の皆さんに知ってもらうために、まず建て替えなければならない理由を教えてください。

それから、体育館の機能として、メインアリーナから、サブアリーナ、トレーニングルーム、観客席、ランニングコース等々、保育スペース、休憩用の飲食スペース等々ありまして、村がこれはやらないというシャワー室と床土の運動場、これは今は考えていないということだけで、ちょっとこの計画を見ますともものすごい規模になるのかなと、これから人口が減少する中で、確か2040年には2,600人位になるような感じがしていたのですけれども、それだけの人口の中で、果たしてどの程度が適正なのか。あまり村の負担ですとか村民の負担があれば、次の世代の負担にならないように、まず村はどう考えているのか。その点について、質問いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

2つのご質問をいただきました。

1つめの、建て替える理由等につきましては、以前にもお話ししてございますが、築43年で補修してもまだまだ大丈夫なのではないかと、建物的にはおそらく一部補修で数年間は持ちこたえることも可能かと思いますが、43年を経過していて、それでしかも村民の要望も議会でもありましたし、その他のいろいろな村民の要望もありまして、規模は大きくなくてもいいのもっと時代に合った、体育館の機能を果たせるような、そういう体育館を建設する時期ではないかというような声もしばしば寄せられておりまして、そのことについては議会の皆さんからも一般質問で何度か、周辺町村に行っている、例えばトレーニングルーム等々においても村の中であればというような要望が何回かあったかと思います。そういうことを総合的に鑑みて、43年を経過して、これからすぐに来年使えるというものではありませんので、これから建設期間が4、5年かかるとすればもう50年近いことになる訳で、村民の健康増進、それからもう1つ議員もご指摘のとおり、耐震装置がありませんので、このように災害、地震ですけれども、頻繁に起きている状況の中で避難所にはなっていない。普通、体育館であれば多くの人数を収容できる訳ですので、避難所としての活用が考えられていると思います。そういうことも総合的に考えるとこの時期に着手をして数年後に完成というようなことは、村民の皆さんにも理解をしていただける大きな要因

ではないかというふうに考えています。

それから、アンケートについては、あくまでもこれは議員も承知のとおり、アンケート結果でございます。そのアンケートの結果を踏まえた、そして視察も踏まえた基本構想でございます。従って、そのまま実施するにはかなりの高いハードルがあるというふうに思っておりますので、予算的なものは当然あります。先ほどの答弁で申し上げましたが、いろいろな形で補助金等々が活用できないかということで、いろいろ現在も調べております。県の方にも足を運んでいろいろな補助金等、ただいろいろな条件がありまして、例えば前にも申し上げましたが、体育館の周辺全てを総合運動公園化するという条件では、多額の補助金があります。しかしその総合運動公園化するには、数十億かかることも予想されます。従ってそれが果たして村民の要望に合致するかということになると、現在もあそこに野球場、テニスコート等々がございまして、それなりの活用ができていますというふうに思っておりますので、そういうことも踏まえて、あくまでもアンケートや視察は参考にして、これからいろいろな方々、有識者も含めて、また村内の有識者も含めて、ご意見を伺いながら、時期等も考えて進めていければというふうに思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

建設にあたっては基本的な考えといいますか、予算との絡みなのですけれども、まずおおよその予算を決めて、それに対応した設備、中身になるのか。あるいは、もちろん当局としては、なるべく村民の要望に応えたいという思いはあるのでしょうかけれども、村民の要望を積み上げて建設費になるのか。そこはどのような考えでいらっしゃるのか。

それから、村内にもいろいろな施設がある訳ですから、同じようなものにならないように、例えばいろいろなイベントですとかはルーラルでもできますし、そういったことも踏まえながらあまり重複しないように、本当に体育館としての機能を持たせるということに重点を置いた考え方が私は大事ではないかと、アンケートの中にもたくさんありますけれども、その辺は村はどうお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

先ほど申し上げませんでした、先ほどは齊藤議員に対する再質問にお答えしました。

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

基本的な考え方はどうかということですが、予算につきましては積み上げ方式なのか、それとも予算の枠を決めてその範囲内での予算編成になるのかというご質問だったと思

ます。現段階では、まだ精査しておらないのが実情でございますが、やはり一定の枠は当然あると思っております。従って、村民の要望であれば、数十億かかっても何十億かかってもいいというような状況には全くないということは承知のとおりでありますので、これからの作業にはなりますが、一定の枠内で、これまでの要望を活かしていけるような、そういう村民体育館を、もちろんこれは積み上げもその中の参考にしないとできないと思います。枠があるからといって村民の要望のあったものをことごとく却下するというのでは村民の要望に応えることになりませんので、その辺は十分に、枠を決めながらも積み上げながら適正な予算でできればというふうに思っています。

それから最後のご質問ですが、村内に村民体育館だとかルーラルだとか、いろいろな施設があります。そういうものと競合しないようにというようにご指摘ございまして、これは当然私もそう思っていますし、委員の皆さんもそのように考えて発言をしていただきました。ただし、ステージについてはアンケートにもありますとおり、当初、ステージはいらぬのではないかとという考え方もありました。男鹿市の広い体育館はステージがございません。そういうこともありまして、しかしながら、いろいろな意見等々、それから実は文化団体の方からも、体育館はスポーツ団体、スポーツをやる人だけの体育館ではないというような要望も、直接私のところに何度かおいでになった方がいらっしやいまして、村に文化会館がない代わりに、体育館ももう少し文化団体に高度に活用できるようなものを、これから作るとすれば当然配慮して然るべきではないかというようなご指摘等々もございました。従ってステージを活用する、スポーツだけではありませんのでいろいろなイベントと申しますか、いろいろな活動ができるように、ステージは今の段階で構想の中には入れてございます。そういうことで、議員ご指摘のように、多様な角度からさらにこれからまた検討を深めてまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくご協力、ご理解をお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで休憩いたします。

(午後0時03分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

2つめの質問に移ってください。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

では、2つめの質問に入ります。

歩道にはみ出している樹木の管理をとということで、村内の歩道脇には様々な樹木がある訳ですけれども、これは緑豊かな景観となっていて、大潟村を訪れて「本当に緑豊かで良

い村だな」と言ってくれるところです。その中の一部が歩道にはみ出ている箇所が見受けられることから、特に夜間の通行に危険が及ばないよう、事故を未然に防ぐ対応・管理に努めるべきと思いますけれども、今村の現状はどうなっているのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

9番、齊藤議員の質問にお答えします。

歩道に伸びた枝につきまして、歩行者の怪我につながる恐れがあることから、おっしゃるとおり、適切な管理に努めていく必要があると考えております。

現状確認の上、村の所有木であれば管理部署と連携して対応してまいります。また私有木であれば、所有者に管理の徹底をお願いする形で対応したいと考えております。

なお、これまでも適切な管理をお願いしておりますが、樹木は随時成長していますので、定期的に状況を確認しながら対応・管理に努めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

**【9番：齊藤知視議員】**

私も村民の方から指摘といいますか、もう少し管理した方がいいのではないかということで私も見に行ったのですが、私が見た限りは、いやさほど邪魔にならないのではないかなというところもあって、ただ樹木は、先ほど村長もおっしゃったように、当然伸びる訳ですから、見た時期によってまた違うのかなと。ですから、必ずいつも出ている訳ではないと思いますが、先ほど村長がおっしゃったように、管理をやってもらいたいと思います。

それで、例えば村民からそういった要望があった時に、担当の段階でまず答えることができる範囲では答えると思いますけれども、例えば上司に相談する、あるいは三役の判断も仰がなければならないことももしあるとすれば、言ってくれた方にやはり丁寧な説明ですか、その返事を、すぐでなくとも答えられる段階になったらぜひ返答してもらいたいと思っております。それがなければ、言ったはいいけれども何も返答がない、状況も変わらない、これはどうなっているのだろうということで、やはり不信感につながる可能性もありますので、その辺はしっかり徹底していただきたいと思いますが、その辺の現状は今どうなっているのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齊藤議員の再質にお答えします。

村では日頃から、道路の状況が悪いことも含め、こうした村民からの要望があった時には、場所を確認してどういった対応ができるか等含め、問い合わせのあった本人に返答を日頃しているはずですが、議員のおっしゃるようなことがあったのかは今の時点で私は確認できませんが、日頃はそうした対応を全庁でまず取らせていただいて、村民への連絡もしているところですので、どうかよろしく願いいたします

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【9番：齊藤知視議員】**

ありません。これで終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

はじめに、生態系公園活用を含めた村の政策について村民によるワークショップを開催し政策提言の場を設けては、ということで質問いたします。

令和5年3月定例会で、生態系公園について一般質問しました。村長からは、生態系公園を含む施設等の利活用検討委員会では、令和4年8月に旧本館とその土地を除く部分が無償で譲渡するという具体的な方向性がまとまったところであり、令和6年度中の譲渡に向けた協議を進めていくという答弁でした。そうであるとすると、令和6年度中に譲渡が決定すれば、令和7年度から村の管理となると思います。一体どのような管理をするのか、村民の意見や要望が村に届けられないと、村民の考えが分からないままスタートすることにはならないでしょうか。順番としては決定していない中で、村民の意見を聞くのは難しいという3月定例会の答弁でした。

しかしながら、ガラス温室の維持管理が困難であるため、観賞温室としての利用ではなく、研修会場や資材庫として利用していきたいとの答弁もありましたので、村民からは「温室を楽しみにしていたのにどうなるのか」、「温室として残してほしい」との声が多く聞かれます。様々な利活用を村民から提案いただき、村全体の政策も含め村民によるワークショップを開催し、役場職員による政策提言のような形での村民による政策提言の場を設けてはいかがでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

生態系公園を含む旧農業研修センター跡地の譲与については、八郎潟農業水利事務所が入居している旧農業研修センター本館とその敷地を除く土地及び建物について、令和5年3月31日付で、県と村の間で県有財産の譲与に関する覚書を締結したところであり、現在譲与契約の締結等に向けて協議を進めているところであります。

譲与にあたっては、秋田県農業研修センター生態系公園等の設置目的及び理念に基づく事業を、譲与後10年間継続して行うことが前提となります。

このことから、譲与後におきましては、3月定例会でもお答えしたとおり、農業研修センターの設置目的や理念に基づき、農業への関心を高める体験や、研修の実施、交流機会の提供、さらには子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が集うレクリエーション活動、健康づくりや文化活動など、多様な活動の拠点として使用していく考えです。より具体的な利活用に関しては、今後、県と現在の指定管理者から管理に必要な情報等を得た上で、村民の皆様の見解も取り入れながら、総合村づくり計画等で方向性を検討していきたいと考えております。

こうしたことから、現時点では生態系公園の利活用に関するワークショップの開催については考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

今の答弁の中にも、村民の意見を取り入れながらという答弁であったかと思えます。

では、どのような形でその村民の意見を取り入れていくのか。農業に関したとか、子どもから高齢者まででしたか、レクリエーションとしての場とか、いろいろ考えられるということですが、本当に役場職員の皆さんの、生態系公園の活性化・拠点化、この政策提言が素晴らしくて、こういうようなことがみんな、すごく皆さんどうなるのだろうっていうことを、こんなふうになったらいいなとかいろいろありまして、生態系公園についての話を聞いた村民の方からは様々な声が聞かれて、ブルーメッセのようにレストランを併設して花の苗など販売できないかとか、ガラス温室に経費がかかるとしたら暖房を入れずに室温が高なくても育つ植物を育てられないかとか、ハーブワールドのようにハーブを育ててハーブ系の雑貨の販売ができないかとか、こちらの提言の中にもいろいろ屋内での子どもの遊び場とか、本当に実現すると素晴らしいなと思うような提言がいくつもありません。ですので、今もカタマルシェ等やられている訳ですので、村民もこんなふうな生態系公園になるといいなというようなことをみんなで話し合う中で、様々なアイデア等が出

てくると思いますので、ワークショップというのはそういう手法というか、話し合っている中でまたいろいろなアイデアが浮かんできて、それはいいねというような提言がまとまってきたりしますので、これからの村の発展のため、活性化のためには、本当にあの生態系公園が利用できれば非常にいいと思いますし、村長から前回の答弁で村民に愛される公園となることというのは、そういうふうに村民の声が十分に反映された形での政策事業となっていくことが村民に愛される公園となるということになるのではないのではないかと思います、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

先ほど述べたように、10年間は今の農業研修センターの設置目的及び理念に基づく事業を継続していくということになりまして、何でもできる訳ではないということがあり、そういうこともあるので具体的な利活用に関しては今後、県、また指定管理者からも具体的に情報を得た上で、今後、総合村づくり計画の改定も必要になってきますので、ちょうど時期が重なるので、その中で1つのテーマとして取り上げていった方がより幅広く検討ができるのではないかなと今現在は考えているところです。

ですので、これに特化したような形でのワークショップということは今のところ考えていないということですので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

理念に基づいてということではありますが、理念に基づいた中で話し合うということができるとしますので、その理念に基づいた利用の方法の中で話し合うことができるかと思えます。

せっかくスタジオエルから学んだワークショップの手法、職員の皆さんも学ばれたし、確か子どもの遊び場の時にはワークショップを開いていただいたと思うのですが、学んだことを活かし、村づくり計画の委員会にも私も何度か出席しましたが、本当に大きいところだけの決定というか、話し合いまで行かないというか、当局からの説明を受けて、ちょっと質問があるかどうかというぐらいの、私はもっともっと活発な話し合いができる村づくり計画の委員会であればいいなと思いますが、そうはなっていないような気がしますし、ワークショップを開いた時はワークショップで大変話し合いが活発に行われましたが、そういうワークショップの形の良さ、それはスタジオエルから学んだことであると思

いますので、そういうところを活かしていただければ本当にいいなと思います。

もしワークショップが無理であればそういうことの、生態系公園に関しての政策提言を受けますといった形での、村民、各団体とか個人でもいいし、そういうことを募集するかどうか、そういうことも考えられないでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えします。

まず、先ほど言ったように、村では大きい意味では総合村づくり計画の改定に合わせて、当然またワークショップをやると思いますので、そうした折に1つのテーマとしてもいいのかなとも思います。

それ以外に、今現在も秋田県農業研修センター生態系公園運営協議会というものがありまして、それは指定管理者であるところが主催をしていますが、村の教育委員会から、様々な部署、総務から、産業から、こども園、博物館、そして地域おこし協力隊の方も入ったり、また秋田県の方も入ってまして、さらに村内の団体、つくし苑とか、ホテルとか、湯の湯、また生け花の団体など様々な方が参画してのそういう運営協議会は既にありますので、そういった折にもいろいろ意見を聞きながらやりたいと思いますし、今後、村民の意見を聞くということは、その状況に応じながら取り入れていければなと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

次に、少子化対策の一環として高校生の通学費助成をということで質問いたします。

平成29年6月議会で少子化対策について一般質問しました。あれから6年経過しました。少子化は歯止めがかからず、その当時20人前後だった出生数が、今や10人を切るのではないかという状態になっています。

国の動きが鈍く、地方自治体の動きに、国がようやく動き出している現状ではないかと思えます。特に明石市での政策が注目されました。

政府から次元の異なる少子化対策が公表されました。しかし、具体的な財源が先送りされています。これからは地方自治体が率先して思い切った政策を打ち出し、少子化を食い止めなければならないと思います。少子化対策は、村の最重要・最優先課題だと思います。

村に住んでいて本当に大変だなと感じるのは、通勤や通学です。保護者にとって高校生の通学に関しては、経済的にも時間的にも大きな負担になっています。

3月の定例会での黒瀬議員が質問した電車通学費の助成については、「先行自治体の例

も参考にしながら、少子化対策、子育て支援としての実効性の検証を含め、検討してまいります」との答弁でした。しかし電車通学だけではなく、バスと電車を利用される方、車での送迎での通学の方など通学の形は様々ですので、少しでも保護者の負担軽減を図るため、通学費の助成を行ってはいかがでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

3番、三村議員のご質問にお答えいたします。

高校生の通学費助成につきましては、議員もご指摘のとおり、先の3月定例会において、黒瀬議員の一般質問と全く同じ質問でございますので、その際にもお答えいたしましたが、高校生の通学費用の一部助成という意味では、本村ではすでに実施しておる訳でございます。広域マイタウンバスにおいて、村民はどの区間を利用しても100円で乗車できるような乗車券を販売しており、高校生等については通学定期券を購入する際に乗車券を購入した場合の運賃と同程度で乗車できるよう、通学定期券の助成を行っておるところであります。

また一方、電車通学費の助成については、令和5年度の教育費の予算編成において、先回も答えましたが、検討したところですが奨学金貸与事業を優先したところでありまして、通学費等々については今後の導入につきましては、議員ご指摘のとおり、先行自治体の例も参考にしながら、少子化対策、子育て支援としての実効性の検証も含めて、来年度に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

平成29年6月議会で教育長から答弁いただいておりますが、その時、「通学費に関しては、男鹿地区の学校に通学している子ども達もおり、また家を離れて秋田市内並びに由利本荘市内で泊まりを伴う学業を続けている生徒もおります。総合的に情報等を徴収しながら検討していきたいと思っております」という答弁でありました。

今電車は1か月、八郎潟から秋田、八郎潟から能代が7,690円、バス代が片道100円、往復で200円で、20日間通うとすると4千円ぐらい。ガソリン代も、もし男鹿工業高校の方へ送迎する場合、ガソリン代だけで、1日2往復になりますので1万円はかかるのではないかと思います。

通学費助成について先行事例ということでしたが、ちょっと私も調べてみましたら、二本松市では自宅から学校までの道のりが10キロ以上ある場合など、年額2万5千円の通学

費助成を行っています。黒瀬議員への答弁で、電車の定期に関して検討していくという答弁だったと思いますが、それだけではなく通学全般に関して、高校生に対しての支援ということで、通学費助成ということで考えられないでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

三村議員の再質問にお答えいたします。

議員も承知のとおり、通学費でございますので、大潟村は周辺町村と異なり村の中心部から八郎潟駅または鹿渡駅、それから男鹿市内の学校であれば船越の駅等々までの距離が相当ございまして、八郎潟までで14キロございます。バスを利用するしか公的機関がない訳でして、送り迎えする乗用車は別にしても、100円と議員は先ほど申し上げましたが、それを基準にして通学定期を村で助成して発売してございまして、例えば3か月であれば、八郎潟駅までは200円区間、五城目高校までは400円区間であります。それが定期券は3か月間であれば八郎潟駅までは9,230円のところを村の助成があつて5,630円、それから五城目高校に通う生徒の場合は400円区間ですので1万8,470円、これが村の助成があつて3か月で5,570円ということで、通学バスについてはかなりの助成で保護者の負担軽減を図っているということをご承知のとおりかと思ひます。

それからもう1点ですが、私が先ほど周辺町村の動向等も踏まえながらという意味の発言をしましたが、新聞でご承知のとおり、井川町は昨年度まで半額助成でございましたが、今年度から秋田市内、五城目高校、能代市内に通う生徒等については全額補助という方針を打ち出しております。動きが急でございます。ただし井川の場合にはバス代等は全くございません。あくまでも井川さくら駅からの補助と。もちろん奥の方もある訳ですがバス代の補助がないと。JRの通学用定期に関して証明持って行ってその分を助成するところのことのようございまして、ただこれは井川町のみでございます。周辺の五城目、八郎潟、三種、潟上、男鹿については、潟上市については、前も私この場で申し上げたと思うのですが、通学費の一部、2千円だか3千円を一律に補助してあつたようですが、昨年度からやめたという話を伺っております。どういうふうな事情かは分かりませんが、それぞれの市町村でいろいろな動きがあり、それぞれの事情を背景にして、いろいろな動きがあると。本村では、大きな八郎潟駅までのバス代補助ということがある訳ですが、能代地区の高校に通っている鹿渡方面はマイタウンバスはないのではないかと、そのとおりでございまして、それから船越も同じです、そういうことも含めて3月議会で黒瀬議員に対する質問についても、情報等を得ながら検討してまいるといふ話をしたとおりでございまして、あれから3か月弱しか経っていませんので、来年度に向けて周辺町村の情報も得ながら進めてまいりたいと思ひますが、そのバス代に関しては、周辺町村ではない助成を本村で既に行っているということをご理解いただきたいというふうに思ひます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

黒瀬議員の質問はJRの定期代だと思っていましたので、私、平成29年6月議会の時の答弁を聞いて、ああそうだ、男鹿へ通っている子ども達もいるし、由利本荘市の方に行っている方もいるのだということが教育長の答弁をお聞きして分かった訳です。そういう公平性と言ったら、何て言ったらいいか分かりませんが、やはり子育て支援としてそういうところも考えていただけたらと思ひまして、今回、再度質問させていただきました。少子化対策というのはいろいろなことがあると思いますが、平成29年のこの時に私が質問した4項目か5項目、1つも実現していない訳ですけど、とにかく急がなければいけないということだけは確かではないかと思ひます。やはり高校、大学への教育にかかる費用が大変ですので、そのことに対して前向きに多分検討していただいているのかと思ひますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

三村議員の再々質問にお答えします

ただいま再々質問いただきましたことにつきましては、まさに私も同感でございます。私も3人の子どもを育てまして、やはり通学する、または下宿するというようなことであれば相当な出費がある訳でして、現に下宿に関していえば、現在も秋田市内の学校に通っている子どもで、市内に下宿している、アパートのようなことかもしれませんが、子どもも数人おるやに聞いております。

そういうことも含めて、議員からご指摘いただきましたとおり、通学のみならず総合的にいろいろ情報を得ながら、どういう支援ができるかということを考えていきたいと思ひます。まず第一弾としてマイタウンバスの助成についてはご理解をいただけたと思ひます。その他にどういう方法で支援できるかということこれから検討材料としてまいりたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

**【3番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

先ほどの質問でいっぱい名前を呼ばれたのでちょっとびっくりしてしまったのですけれども、気を取り直して2点質問させていただきたいと思います。

1点目、西1丁目分譲地整備と空き地・空き家対策についてということで質問させていただきます。

今年度の予算で西1丁目の新たな分譲地の整備に向けた予算が計上されました。地元の西1丁目の3住区の住民への説明は、まずは住区長に行ったということでありましたが、その後、タイミングも合わなかったこともあると思いますけれども、各世帯への説明が行われてはいないようです。予算委員会での説明では、設計した上で各住区へ改めて説明を行うというお話でしたけれども、それに対して事前に説明し、要望、意見など聞いてから、それを踏まえて設計を行った方が良いのではないかという意見も出ていたと記憶しています。

住区内でこの件について話をするとですね、分譲地は村有地ではありますが、やはり以前から野球場として地元の方が利用されていて、今は利用状況が少ないので、そこが使いたいのという話ではないのですけれども、やはり今までずっと使っていたという思い入れが非常にある方もいらっしゃると思いますので、そこをこれから活用していくということであれば、計画を進める上では地元への丁寧な説明が必要ではないかなというふうに考えます。また今回の宅地分譲についても、そういった話をしているとですね、西1丁目に限った話ではないですけれども、住区内の空き地・空き家の対策をどうするのだという話、その中で新しいところだけ整備していくのかという話が聞こえてきます。また、分譲したところが将来的にまた空き地・空き家になっていくのではないかということに危惧されている方もいらっしゃいます。

昨年度から既存の住区での住宅のリフォーム、建て替え等について補助金が出るようになっていますが、村がどのような方針でそういった空き家・空き地の対策をしているのか、また、どのような事業を行っているのかということが、なかなか村民に伝わってなくてですね、その中で宅地の分譲だけが進むというのが、また皆さんの中で不安を感じさせているのではないかなとも考えています。

そこでですけれども、1点目として、今年度の分譲地の設計及び西1丁目の住民への説明のタイミングをどのように計画しているのか、改めて教えていただければと思います。

2点目として、その説明を今後されるのであれば、どう分譲地を整備するかという話だけではなくてですね、村として、どのように空き家・空き地の対策について取り組んでいるのか、またこれからどう取り組みたいと思っているのか、そういった点も含めて総合的に宅地の利活用という点を含めて説明していただくのがいいのではないかというふうに思います。

また3点目として、新たな宅地を整備し、分譲開始するまでの間にですね、また既存の

空き家・空き地対策、こちらの補助事業の方もじっくり見直した上で、やはり宅地を購入する場合に既存の住宅地を活用して建てたいと思う方が出てくるような、少なくとも両方を選択肢として考えられるような制度を追加で用意するべきだと思うのですが、その点はいかがでしょう。

以上、よろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

6番、黒瀬議員の質問にお答えします。

はじめに分譲地整備についてのご質問ですが、今年度実施予定の西1丁目地区宅地造成工事測量及び設計業務については、7月以降に業務を発注し、年度内に基本計画をまとめる予定としております。

住民に対する説明については、さなぶりなど多くの方が集まる場で、まずは宅地分譲事業を行う計画があること、そして現在のスケジュールをお伝えしようと考えております。分譲戸数や配置計画などについては、これから現況測量、造成設計を行ってからとなりますので、改めて説明する機会を設ける予定としています。その際は、計画配置数等を何パターンかお示しした上で皆様のご意見を伺いたいと考えております。

次に、空き地・空き家対策についてお答えします。

空き地・空き家対策の前提として、空き地・空き家は私有財産であり、所有者等が自らの責任において適切に管理する義務を負うことが基本原則であります。従って、村としましては管理不全の状態を未然に防ぐため、適切な予防管理を促し、空き家の発生を抑制することが第一であると考えております。そのため、5月に発送しました固定資産税納税通知書に空き家の適正管理の促進を図るチラシを同封し、予防啓発に努めているところです。

また、所有者等の経済的な事情などから適切な管理を行うことができず、その管理責任を全うできない場合や、管理、利活用について苦慮している場合には、所有者からの相談に対し、個別に適切な対策、措置をしているところです。さらに、空き地・空き家の活用につきましては、空き家バンク制度の周知を図るとともに、令和4年度より住まいづくり支援事業として、空き地や空き家を購入し、住宅を建設またはリフォームした場合に補助する制度も新たにスタートさせたところです。分譲地を購入した場合と同等の補助率、上限となっておりますので、住宅建設を検討される方が選択できるような支援となっております。

既存住宅の空洞化にならないよう、引き続き宅地分譲事業と併せて、空き地・空き家に対する情報提供と活用支援に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

既存の住宅地の空き地・空き家に関しては、私有財産というのはまさにそのとおりだと思います。それに対して管理不全とならないような対策をしているというお話かと思いますが、多分、村内の方が不安に思われているのは、隣の家がいつ崩れてくるかというそういった管理不全という話ではなくてですね、やはりコミュニティとして崩壊していくのではないかというその点だと思うのです。例えば立派に管理されていて、家として、崩れたり危険性というのはなくても、やはりそこに空き家がどんどん、空き地がどんどん増えていくということに対しての不安感、その中において、そういうところがどんどん出てきているのに、どんどん分譲地だけが出ていくというところに対する不安感ではないかと思うのです。

今後、大瀨村の中で、皆さんコミュニティの中で活動していくという点においては、やはりそこも考える必要がありまして、一般的に言われる空き家対策ですね、もう崩れてくるのをどうするのかという話とはちょっとまた違ってくるのかなと思うのですけれども、その点はどのように考えておられるのでしょうか。

もう1点、管理不全ということで、金銭的な部分等で管理ができない方に対して個別に対応しているという話もありましたけれども、そういった事例というのは具体的にどの程度の件数があるものなのかということ、あとまた今の、4年度から始まった空き家・空き地へのリフォーム等の補助、この今までの実績、その点も併せて教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

空き家になっているところへの対応についてですが、まず近所からいろいろなお話があったりして村も中に入って調整をしたり、そういう事例はいくつかあります。

また、持ち家に対する補助を活用した事例ですが、まず新たに移住してきた方が活用したというのが、令和4年度が2件、多世代同居という形が4件、また令和5年度においては、現在のところ多世代同居という形で1件が活用していますし、今後、新たに中古住宅を購入してその後、新築するという今相談を受けている案件が1件あります。また、空き家バンクへの登録見込み1件、今の段階であるということでありまして、新たにこうした村の補助制度をスタートさせたことも、こうした活用につながっているのかなとも考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

先ほど、村内の宅地を購入した場合、差がないという話でしたけれども、補助金に関しては差はないですけれども、商品券に関しては差が新築とありますよね。やはりそこ辺りが、やはりもう少し踏み込んで考えてもいいのではないかなと思います。それを今すぐという話ではないですけれども、そういったところも含めて考えていただきたいと思います。

先ほどの再質問の時に答えいただけなかったのですけれども、管理不全で、例えば危険性があるとかではなく、やはりきちんと管理されていたとしても、やはり空き家・空き地があることがコミュニティの維持として不安があるという方が結構いらっしゃると思うので、その点についてはやはりもうあまり対策が、私有財産なので打ちようがないということなのか、できることならばそこも一歩踏み込んでいただいて、やはり住区内のコミュニティの維持ということがやはり大湊村にとっては重要だと思いますので、そこをもうちょっと踏み込んでいく必要があるのではないかなと思うのですけれども、先ほど再質問でもさせていただいたのですけれども、その点をどのようにお考えなのか。再々質問で聞きたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

まず、個人の空き家といっても定期的に来て活用していらっしゃる方もいれば、将来的に子や孫がというような思いのある方もいるかと思ひますし、なかなか村として把握しきれないような個人的な事情がそれぞれおありになる、そうした中で、できるだけ活用していきたいということで、長年、空き家バンクについての呼びかけをしてきたところです。残念ながら今までそうした空き家バンクの登録に、呼びかけはしたもののなかなか応じて、もらえていなかった状況ですが、今検討されている事案が1件あるということで、それはそれで良かったなと思ひます。またそれと併せて、昨年度から開始した既存の住宅の新たな建てかえやリフォームについても引き続き対策をとる中で、できるだけ既存の住宅に人がまた住む、または活用されるような状況を促しているところでありまして、ぜひ活用していただければと思ひています。

また議員もお分かりのように、昨年度分譲した10区画があつという間に売れている状況です。それだけ大湊村に住みたい、暮らしたい、そういう需要はまだまだあると感じています。なかなか難しいのですが、そういう需要がある以上、やはり村としてはそういう候補地を確保しておくことは優先すべき課題だと思ひていまして、そういうことから今回、

西1丁目地区に新たに分譲地を設けることとしています。今回新たに分譲したところも村外からも複数来ておりますし、非常にそういう意味では人口増にもつながっている状況であると思います。

また村営のアパート住まいの方が、そこにうちを建ててしっかり定住するということにもつながってまして、そういう意味でも良かったかなと。また移られた後のアパートについてもまず満室の状況ですので、今のところやはり外からできるだけ大潟村に定住する人を増やす意味でも取り組んでいきたいと。ただ、議員がおっしゃる既存の住宅で空き家が増えていくことへの懸念については私も心配していますし、できるだけそれを有効活用していくように今後も促していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問に移ってください。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

次の質問に移らせていただきます。

ネットでの情報提供などについてということで、今年の3月に大潟村のホームページがリニューアルし、スマートフォンなどでの閲覧もしやすくなりました。また昨年よりネット上でのアンケートや、イベント予約なども実施されて利便性が向上していると感じています。ただ、これにとどまらず、今後もネットを活用した情報提供などを積極的に進めていっていただきたいと思います。

そこで何点か質問ですけれども、これまでの一般質問や予算委員会等での答弁、説明の中で、男鹿地区消防本部の火災情報のネットでの配信、LINEなどを活用した住民向けの情報提供、道路陥没情報など、住民からの通報システム、またホームページからの施設予約等、こういったことを検討されるという話で、今回ホームページのリニューアルもありましたのでこのタイミングでかなと思っていた部分もあるのですけれども、そちらの方、そういったものは、現状どのような対応になっているかということをお教えください。

2点目として、LINE公式アカウントについては既に実施しており、広報やホームページなど告知を行っていますが、現在の登録者数、また告知している内容、件数等もお教えいただければと思います。

また3点目として、2世帯住宅などのため、紙で届くお知らせ、村が全戸配布しているお知らせですけれども、なかなか家族で共有されないという話も聞きます。ですので広報おがたに関してはホームページに載せていますけれども、村からの全戸配布のチラシをホームページに載せる、もしくはそれこそLINEの公式アカウントで提供するなど、できないものでしょうか。

3点、教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

1点目の質問についてですが、男鹿地区消防本部から提供される火災情報等につきましては組織体系が異なるため、情報を直接村のホームページを通して提供することができませんので、これらの情報については今後も防災行政無線により周知してまいりますので、よろしくお願いいたします。

LINEを活用した住民向けの情報提供につきましては、現在、広報の他、防災情報の提供を行うこととし、順次提供情報を充実させていきたいと考えております。

道路陥没情報などの住民からの通報システムについては、LINEを活用した通報システムを整備済みですので、現在運用に向けて庁内で調整を行っております。ホームページからの施設予約についてもシステムの整備は完了しており、運用に向けて庁内で調整を行っております。

これらのシステムを含め、リニューアルしたホームページの運用について調整を進めているところです。

2点目の、村のLINE公式アカウントの現在の登録者数につきましては、令和5年5月末現在で41人となっております。告知している内容については、現時点では広報の発行案内のみですが、今後、防災情報を含め、LINEを通じての情報提供を充実するとともに、登録者を増やす工夫をしております。

3点目のチラシのホームページ掲載につきましては、現在、担当課によりホームページ掲載の判断がまちまちであります。今後、基本的には全戸配布と同じ内容をホームページにも掲載することとし、様々な世代の村民が必要な情報をインターネット上やLINEで得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

1点目のところでですね、消防については組織が違うのでできないというお話だったかと思えます。おそらくこれは男鹿消防のホームページでは既にやっていないですか、と思うのですけれども、もしそういうのであれば、少なくともその村のホームページ等でですね、そこにきちんと災害情報がここに載るとかというのが、男鹿消防がやっているのであれば、きちんとそこに最低限アナウンスをするくらいは、リンクを貼るとかしていただきたいなというふうに思います。

もう1点、LINE、5月末に始まったばかりで、まだ41ということで少ないなということでこれから増えていってくればなと思いますけれども、広報、多分今月号には載ってなかった、先月・先々月ぐらいは載っていたかと思うのですけれども、「防災、イベント情報、子育てなど様々な情報を配信していきます。ぜひ登録してください」という書き方なのですけれども、これが今度ホームページの方に来るとですね、もしもの時の緊急・災害情報等の配信という、お知らせというページにですね、LINEで情報を提供しますというだけで、緊急・災害情報ぐらしか来ないのかなと思って、ホームページを見るとなかなか登録する気にならないのではないかなと思ってしまうのですね。ですので、ここもできれば、ここ辺りきちんと整備して行ってですね、皆さんが登録して、様々な情報がどんどん載るようなLINEにしていきたいと思います。

3点目のチラシ、今後、検討していきますということですが、早々にできるのではないかなと思うのですけれども、早々に始めて、すぐにでも始めていただけないかと思うのですが、その点もう一度教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず1点目の、男鹿地区消防についてのホームページ上に災害の情報がありますので、そうした意味ではリンクを貼るということはすぐできますので、そのような対応をしたいと思います。

またLINEの活用について、今実際の広報やホームページ上が表現は異なっているということですので、より多くの村民がLINEを今後活用していただけるような案内に統一していきたいと思います。

またチラシについては、努めてまいりたいというふうに申したとおり、今後、様々な担当課によって今判断がまちまちなのを、できるだけホームページやLINEに掲載できるようにしていきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

よろしく願いします。

チラシなのですけれども、各課の方いらっしゃるの各課の課長に質問してもいいですか。どのような課題があつて努めていくのかなと思うのですけれども、逆にできない理由があるなら、ぜひ課ごとに教えていただきたいのですけれども、そこがないのであれば、

早々にやっていただきたいと思うのですけれども、そこができない理由というのは何かあるのでしょうか。それだけ教えていただければと思うのですが。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩します。

(午後 2 時31分)

(午後 2 時31分)

再開します。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

先ほどの答弁で、少し補足しますと、努めてまいりますということは、行っていくということの意味ですので、どうかよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

では、ぜひ早々にやっていただければと思います。

特に答弁は求めませんので、これで終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、11番、石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

11番、石井雅樹です。

最初の質問ですけれども、水稻播種時に水道水を使わないで播種する方法を、村独自の播種方法として技術を普及したらいいのではないかというふうな質問です。

4月10日過ぎから、まず約10日間といいますか、2週間といいますか、村は水稻の種まきがピークになります。各メーカーの播種機には灌水装置がついており、農家は水道からホースを引っ張って、薬剤を溶かしたりして灌水装置にまたホースを接続して播種をするというのがまず一般的な播種方法なのですけれども、村の中には少ないですが水道水を使わずに播種をしている農家がいらっしゃいます。私もそうですし、川淵議員も水を使っていないで播種しているというふうに聞いております。

何がいいかといいますと、第一に水道水の節水につながる。水を使わないので格納庫の中がまず汚れない。そして最後に水を使っていないので軽いのですよね。農家の方もまずだんだん高齢化してきて重労働がだんだん容易でなくなっている中で、やはり水を使わないで軽い苗箱を持って作業するというのは非常に楽なことなので、本当に私はやっていていいことだらけというふうに思っているのですが、いわゆる播種機購入時にまずメーカーの方がこういうふうにして使ってください、こういうふうにして播種してくださいと

いうふうに指導していくので、多分、個人的に想像するにはその方法をただ単にずっと踏襲しているだけなのではないかなというふうに私は感じています。なので村独自で、例えばちゃんとパンフレットを作って、こういうふうにして水道水を使わずに、いつ水をかけるかというハウスの並べてから水をかける訳なのですけれども、そういうふうな技術を普及するべきではないかなというふうに思って質問させていただきます。

よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

石井議員の質問にお答えします。

村内における水稲の播種は、石井議員のおっしゃるとおり、4月10日頃から約2週間に集中して行われており、この期間、各種事業所及び村民の皆さんには節水を呼びかけ、水道水の確保に努めてきております。今年も広報4月号で呼びかけをしておりましたが、事前に食品製造工場の生産計画を聞き取りし、また水源の強化も行っておりますので、昨年のような逼迫した状況にはならないと想定しておりました。

ご質問の、播種時に灌水をしないで種蒔きを行う農家も少数いるという情報は、村としては把握しておりませんが、私も、少しだけ水を撒いて、その後並べてからしっかり水をまくというやり方など、節水をしながらまた軽量化を図ってやる農家の話は聞いたこともありますので、確かに水道水の節水ができる上、軽量化による作業負担も軽減されるというメリットがあると思います。

水稲育苗における有効性を、今後、関係機関とも連携しながら調査した上で、今後の対応については検討していきたいなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

水を使わない種まきの技術と言いますが、技術は特別必要ないので、ただ水を使わないというだけなのです。技術が必要だとするとハウスに並べてから、昔は手でかけていたので、この時の技術は必要でした、水を均一にかけるのに。でも今は自動灌水が付いているので、キュッとやれば均一に水がかかるので、私はやはりキュッとやって約10分程、心配であれば、一番端っこが水が掛かりにくいので、ハウスの外から行って端っこを指でくちゅくちゅとやってちゃんと水がかかったということを確認したらもうOKで、全く問題がなくて、タチガレン等は粉剤を土に混ぜておけば全く問題がないので、簡単に水道水の節水ができるので、私の格納庫向かいの人もですね、ずっと私が水を使っていないのを

見ていたらしくて、入植者である親が亡くなってから私のところに聞きに来て、「どうやってやればいいのですか」と、やはり親父さんがいるうちはなかなか変えることができずに、親父さんが亡くなられてから私の真似をして、なおかつ今箱並べ機というものがあるのですけれども、箱並べ機を使っても大丈夫、水を使わなくても大丈夫というふうな話を聞いています。私はまだ箱並べ機を使っていないのですが、そういうふうな話も聞いておりますので、私は、ぜひこれはまず村としてやるべきことだと思っておりますので、先ほどの村長の答弁ではまず、関係機関と相談して検討していくというふうな話でしたので、前向きに考えていくというふうな判断でよろしいのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

石井議員の再質にお答えします。

村でも、まず技術的なこともありますので、農協さんの方にも確認させていただきましたが、農協さんの方としては、そうした事例をあるのは分かっている、それがしっかり有効だとかと言える状況にはまだないようでして、やはり普及するにあたってはしっかり検証した上でないとなかなか難しい面もあろうかと思っておりますので、関係機関と連携しながら調査した上で普及というようなことに進んでいければなと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

答弁は要らないですけれども、私はまず40年ほど水を使っていないで、何も問題なく、苗箱まかせが普及し始めた頃に、苗箱まかせの肥料を箱に入れると当然その分厚くなりますよね。厚くなった分、土を減らさなければいけないのですよ。厚くなって水を使って積んでいくと、圧迫されて酸欠になって芽が出てこないという事故が、あの当時、結構あったはずなのです。でも、水を使わないと圧迫されても締まらないのでその事故も起きないという本当に全く安全なやり方なので、これは本当にぜひ進めるべきだと思います。

答弁は結構です。

次の質問にいきます。

昨年から、私、除雪のことをしつこくやらせていただいておりますけれども、村単独で県道の除雪を請け負うことはできないのかというふうな質問です。これはルール上、もしかすると引っかかる場所もあるのかもしれませんが、除雪、これは本当に聞けば聞くほど労働力不足で、かなり大変な状態だというふうな話は、除雪関係の人からまず聞

いています。言ってみれば、冬期間の夜間の仕事なので、なかなか建設業界にいても除雪を夜はやらないという人もやはり中にいるみたいなので、大潟村の場合は冬期間、労働力も結構、何と言いますか、農作業という意味ではまずそんなに忙しくない、もう全く仕事がない場合も当然あると思うので、農家の方の労働力を活用するという意味で、村がいわゆる機械を購入して農家の方にそのオペレーターをやってもらったらどうかと、そうするとまず村民の方の収入アップにもつながるだろうし、自分達を使う道路を自分達で除雪するというふうな意味では、非常に有効なのではないかなというふうに思って質問させていただきます。

除雪というのは夜の11時から朝の7時までに動いてくださいというふうな決まりらしいのですけれども、でも、間に合わない場合は日中動いていいですかとやると、県は絶対だめと言わないらしいのですよ。どうぞ動いてくださいと、やらないよりはやった方がいいので。なのでまず全く夜だけではなくて、日中も動いてもいいのであれば、村の若者層、青年、壮年、全ての層でも構わないのですけれども、そういうことをやるのは無理なものかどうかというふうな質問で、やる気はないのかという質問です。

よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

石井議員の質問にお答えします。

県道の除雪に関しては道路管理者である秋田県において実施することとなっております。議員のおっしゃるとおり、建設業界の人手不足につきましては承知しておりますが、村及び県の両者においても、業者と契約を結び除雪作業を実施できている現状があります。

また、除雪作業におきましては、除雪機を正確にかつ安全で迅速に扱う必要があり、作業中において事故等が発生した場合は、道路管理者に責任が伴うことになります。

このような事情を踏まえますと、村が単独で請け負うのは困難であり、オペレーターの育成を含め、除雪作業に実績のある事業者において実施していただくことが生活道路の除雪において最善なのではないかと考えております。

なお、県道の除雪に関するご要望があった場合は、随時県に伝えておりますし、また村としても県に要望するなどしております。また昨年度はグレーダーの導入を進めるなど改善を図っていただいておりますので、引き続き、そういった形で村民の生活に支障がないよう、県への要望を含め県道の維持管理に努めてまいります。

また以前は、村の除雪においては民間業者の方に村民が、冬期間だけ除雪作業をしているという状況もあった訳ですが、今現在、逆にやる人がいないというようなこともあるのではないかなと、それだけやはり専門性を有していないと、または資格も必要ですので、難しい面もあるのかなとも感じています。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

まずオペレーターの育成とかと言いますけれど、これはまず民間の業者であっても、最初は素人からスタートするのであって、これも最初からプロの人がいる訳がないので、スタートはみんな同じなはずですよ。

話を聞くと、今もう建設業界の方で除雪のオペレーターというのは、メインがもう60代70代、若い人がいないらしいのですよね。なので、いずれこのままでいくと、10年、20年後には、それこそオペレーター自体も今少ないのに、その60代、70代の人引退すると、乗る人が本当になくなる訳で、自前で育成するということも今後考えていかないとだめではないかというふうに私は感じています。

それと確か、雪が多かったのは一昨年で、この冬はそんなに多くはなかった訳なのですが、依然として夜間の緊急救助要請というのが、やはり村内の県道で十何件かあったみたいなのです。夜中に、いわゆる突っ込んでしまったから助けてくれとかということが。救助要請、いわゆるJAF等、ああいうところに要請したのが、分かっている範囲で十何件、もしくは家族を呼んで助けてもらったとか、友達を呼んで助けてもらったというものも、もっとあるとは思いますが。やはりこの県道に街灯がないということが、街灯ではなくてもソーラーを使っての点滅とか、そういうものをやはり県にも設置を要請していく方がよろしいと思います。オペレーターに聞いても、やはり全く見えないところで除雪で走らなければいけないので、大瀧村は直線なのだけれど、やはり非常に気を使うと、真っ暗なのでというそういう話も伺っているんで、その辺のことも答弁をよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

石井議員の再質にお答えします。

まずオペレーターの育成を自治体が行うというのは、先ほども言ったようになかなか難しい面があって、やはり民間でそうした経験を持っている事業者が育成をしていくという、そうした中で冬期間は割と時間の余裕がある農家がそういう役割を担っていくというのは、それはそれでよいことだと思いますので、今後も民間と連携をとりながら、しっかり除雪が進むように取り組んでいければと思います。

また県への要望についてですが、確かに議員のおっしゃるとおり、本当に吹雪くともう何も見えない状況になりますし、慣れている人でもちょっと怖いくらいなことが多々あり

ますので、議員のおっしゃるような、ちゃんと光って点滅する、そのもの自体が、反射ではなくて、発光柱というのですか、そういったものを設置するような要望については、県に今後していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【11番：石井雅樹議員】**

ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2 時52分)

# 令和5年第2回（6月）大潟村議会定例会【2日目】

1. 開議日時 令和5年6月9日（金）午前10時00分～午後0時08分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名（敬称略）

2番 工藤 勝	3番 三村敏子	4番 菅原アキ子
5番 松本正明	6番 黒瀬友基	7番 菅原史夫
8番 戸部 誉	9番 齊藤知視	10番 川渕文雄
11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦	

計 11名

## 4. 欠席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄

計 1名

## 5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第31号 大潟村村税条例の一部を改正する条例案  
議案第32号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案  
議案第33号 工事請負契約の締結について  
議案第34号 普通財産の貸付について  
議案第35号 普通財産の貸付について  
議案第36号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案  
議案第37号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案  
議案第38号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案  
議案第39号 令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

- 議案第40号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案  
議案第41号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案  
報告第1号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告  
報告第2号 令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告  
陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

日程第1、議案第31号「大潟村村税条例の一部を改正する条例案」から、日程第13、報告第2号「令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第14、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

私から、5点ほどお聞きしたいことがあるので、お願いいたします。

まず1ページ目、新型コロナ感染関係についてなのですが、こちら昨日の報告でもあったように、感染症法上で分類が2類から5類に引き下げられたということで、国の方もウィズコロナに向かって大きく舵を切ったということになっています。ということは、やはりコロナ前の活力ある社会に向けて、皆さんで頑張っていきましょうというようなメッセージだと思います。

そういう中で、今回の村長報告の中で、正直言ってその活力のある社会を取り戻すというような文言がないのが非常に残念だったのです。どちらかというと、そうは言っても気をつけましょうというようなイメージに取られやすい、どちらかというとブレーキが非常にかかっているような感じがして、これが、要は広報おおがた等、村民へのメッセージで出されるとどうもネガティブな印象になってしまうので、この辺はちょっとアクセルも含めて村民へのメッセージとして出された方がよろしいかと思うのですが、その辺についてご答弁の方をお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原史夫議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の報告については記載のとおり報告したところでありまして、状況報告というようなことであります。

そうした中、議員がおっしゃるように、今政府としてもウィズコロナの中でしっかり社会経済を元に戻していくということで進めている訳でありまして、村としても今回特に補正予算の中では、村民への、これはコロナ対策というよりは経済、物価高騰対策というふうな点もありますが、商品券の配布や、また飲食券、そして宿泊券といった、地域経済を活性化するための施策も講じているところです。

今回の報告の中でそうした点に直接触れなかった部分があった訳ですが、村としても今までのような村の地域経済、そしてコミュニティをしっかりと盛り返していきたい、そうした思いで取り組んでいるところでありますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

村民へのメッセージとして、これが広報おおがたの方にこういうふうな形で載ると思うのですけれど、広報おおがたは村民へのメッセージ、村長のメッセージだというふうに思いますので、ネガティブな感じではなくて、ポジティブなイメージの文言を入れていただければ、村民の方も安心してコロナ前の生活に戻れるように、活力ある社会に向けていこうというような気持ちになると思うので、ぜひちょっとその辺も検討願えればというふうに思います。

これは答えはいいりません。

次の質問に行きます。

7ページ、脱炭素事業の進捗状況なのですが、ここに縷々書かれてありますとおり、準備が遅れながらも進んでいるというふうにはなっています。やはりちょっと気になるのは、今このコロナの件とウクライナの紛争の問題で、諸物価がかなり高騰しているということで、この影響が当然、今回のこの事業にもあるというふうに推測されます。当初計画は我々には示されていますが、スケジュールも含めて、当初計画と比べて、どこがどういうふうになるのか、金額も含めて、スケジュールも含めてですね。そういうものを我々が説明を受ける場をぜひ考えていただきたいと。何せ今ここでお話しても資料がないので、ここでお互いに議論が深まることはありませんので、資料をもとにして、やはり議論していかなければいけないと思いますので、そういうふうな場をぜひ早急に作っていただきたい

というふうに思っていますが、それについてどう考えているのか、お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の脱炭素に関する質問にお答えします。

報告したとおり、今契約の締結がまもなくされる見込みでありまして、これは地域熱供給事業部分でして、そうした契約が整えば、どういう事業規模、金額としての規模になっているのか、また事業計画はどうなっているのかを具体的に示すことができると考えております。

また、太陽光発電については現在設計中でありまして、ここにあるように当初計画から少し、パネルの設置場所や設置する規模が今変更になろうとしているところです。ですので、こちらもそうした設計が終わって、工事事業者が正式に決まると金額等も示せることになると思いますので、それらが整った段階だと両方について詳しく説明できるのかなど思っております。今の段階では設計が整うのが6月下旬を予定しているところです。ですので、その後入札等を行って工事事業者が決まるとなると、6月下旬又は7月に入るのかなとも考えられますので、そうした時期を見て説明する機会を作らせていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

補足しますと、物価高騰等、確かにある訳でして、また輸送に関する混乱もあったのですが、そちらの輸送に関する部分ではだいぶ落ち着いてきているようでして、大体の輸送スケジュール、デンマークからボイラー等を輸入しますので、そういったスケジュールも大体こう見えてきているところで、以前よりも混乱は少し落ち着いてきた状況があるのかなと感じています。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

いいえ、ありません。

いずれにしろ、大きな事業なので、変更がある場合もそうですし、まず資料をもとにいろいろお話ししないと深まりませんので、ぜひ早めにその辺の方をよろしく願いします。

次の質問に行きます。

8ページから9ページの農作物の生育状況と生産調整の取り組みの状況についてなのですが、種まきから始まって代掻き、春作業はほぼ、天候にもある程度恵まれて順調でということで一安心と、この春作業、特に人手がかかる作業をご存知のとおりたくさんあります。播種作業、そして大きなものは田植え作業ということで、今ICTを使ったいろいろ

な農法だとかをやっていますけれど、それはそれとして、今村の中でここ最近では直播にチャレンジしている方が何人かいらっしゃいます。そういう中で特に乾田による直播にチャレンジされているということで、これについての村の方は関心はどの程度持ってらっしゃって、どの程度把握なさってるのか、その辺をお聞かせ願いたい。というのは、先ほど申し上げたとおり、人手がかなりかかる作業、田植えですね。そういう中で今、今までは人夫さんといいますか、人を使ってやっていたけれど、人がなかなか集まらないと。高齢化して今までやっていた人もそろそろリタイア、家族労働も、結局おじいちゃん、おばあちゃんも年をとって、現役から退くというような家庭も増えていまして、そういう中で、米だけに頼らない複合経営の中で、やはり育苗期間の時間とか、そういうようなことでいろいろな品種の作物をやりたいけれど、なかなかそれが手につかないというような部分もありますので、そういう中で乾田による直播、これは用水の水はほとんど使わないで播種、そして生育時期も芽が出るまでほとんど水は使わないようなお話なので、そういうふうなことを考えると、八郎湖の水質改善、その辺にも大きく寄与するのではないかというふうに、村はやはり関心を持って見るべきものなのかなというふうに思っています。この辺について、どういうふうな感じで関心を持って接してらっしゃるのか、ちょっとその辺をお聞かせ願えればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員のご質問にお答えします。

乾田直播の件ですけれども、昨年は1名の方について、村の方で生育について圃場の方を観察させてもらったり、スマート農業ということでそこに用水に入れる、スマート化ですね、機械を設置させてもらって観察したりということをしていただきました。

今年度については、さらに1名の方が取り組みたいということで、取り組んでいらっしゃるというふうに聞いております。直播においては湿田で実施されているという方も中におられます。

まさに菅原議員おっしゃるとおり、労働力、家族経営の中で複合経営をしながら、さらには最近では規模拡大という傾向も見られます。そういった傾向の中で労働力をより効率的に分配するという点において、乾田直播は非常に有効な手段であろうというふうに思いますので、引き続き高い関心を持って見ていきたいと、また多くの農家にそういった情報を提供する機会を作っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

関心をもって今後も接していただければと思います。農協ともその辺は連動してやっていただければと思うのですが、いずれ、やっている現場の方々の課題ということがやはりあると思うのですよ。その辺の意見交換も併せてやって、農協でできること、行政でできる支援・協力、そういうものも課題として抽出していただいた方がよろしいと思うのですが、その辺いろいろ意見交換する場合は、去年1名の方というお話で今年は2名の方、湿田直播だったらまた何名かいらっしゃると思うのですけれど、その辺の課題、意見交換並びに農協との連携、その辺はどういうふうに考えてらっしゃって、実際にどういうふうなことをやっていたのか、やろうとするのか、その辺ちょっとお聞かせ願えればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の再質問にお答えします。

今現在ですね、そういった情報交換あるいは情報提供の場は、今まで設けておりません。それで今年さらに、乾田直播、先ほど1名増えたというふうに申し上げましたけれども、乾田、湿田いわゆる直播による労働力軽減において、どういった作用、効果があるのかというのを検証してですね、有効な情報をまとめて、その上で関係機関と意見交換のうえ、農家の皆さんに情報提供を今後していければなというふうに考えております。いずれ、この農法については有効な農法であろうというふうに考えておりますので、引き続き注視してまいりたいというふうに思います。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

すみません。再質問ではないのですが、まずまだまだ技術的には難しい面もあるらしいので、何とかサポートの方をできればというふうに思っています。

次の質問です。

10ページの桜と菜の花まつりの件なのですが、今回、桜が早く開花して、これは全国的にかなり早い桜の開花だったというふうに記憶しています。

この気候変動によってだと思ってしまうのですが、温暖化も含めてこういうような事象がこれからはあり得るということで、桜と菜の花まつりの開催について、仙北市は確か一部前倒しをして何か行事をやったようなことをニュースでちょっと見たと思うのですが、その内容にもよるのですが、そういうことも考慮に入れて、一部できるものは流動的に前倒しできるような行事を考えた方がいいのではないかなというふうに思います。今回結局、

この時期、桜がなくて、散ってしまっただけというふうなことでしたので、確かに天候の面もあったとは思いますが、やはり多くのお客様に観光してもらいたい。そういう面でも、その行事の柔軟なやり方というのは、今後を考えざるを得ないのかなというふうに思いますけれど、それについてお考えをお聞かせ願えればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の桜と菜の花まつりについてのご質問ですけれども、まさにおっしゃるとおりで、今年は桜の開花が祭り期間ともずれてしまったということが、期間中の来場者が若干少なかったのかなという要因であったのかと思います。

他の市町村を見ますと、開花に合わせてちょっと前倒し、プレ開催のような形で実施をしている所もあったようですが、村の場合、そこで課題というかネックになるのは、イベント会場には桜がなくてですね、ロードの方に桜があるということで、前倒ししたとしてもイベント会場には何もない状況でということがあるので、そこはもうちょっと検討をしたいなと思います。いずれ近年の傾向でいきますと、ゴールデンウィークに桜の開花が来るということは少なくなってくるのかなというふうに思いますので、より多くのお客様に大潟村にいらしていただく方策を検討していきたいなと思います。

参考までに申し上げますと、この4月の産直センターの収益については、過去最高という点がありました。そういう点から見ると、桜と菜の花まつりの、この祭り期間中は少なかったのですけれども、4月の早い段階での桜の開花で、やはり多くの方が村にはいらしていただいたのだろうというふうに感じております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

今の説明で状況が分かるのですけれど、もしそうだとしたら、桜と菜の花まつりと、ゴールデンウィークの行事を分けてもいいのではないかなと、これは実行委員会の方でいろいろ検討なさると思うのですけれど、今までやってきたからという形で考えるのも1つの考え方だとは思いますが、1回ちょっとご破算にして、こういうように時期がずれたとしたら、ゴールデンウィークはゴールデンウィークの人出が出てくるはずなので、桜と菜の花は比較的有名になりましたので、それはそれで人を呼べるということを考えれば、時期的にはとても近いですけれど、ちょっとその辺は今後検討するに値する課題かなとは思いますが、その辺どうでしょうか。お考えをお聞かせ願えれば。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の再質問にお答えします

菅原議員がおっしゃるとおりだと思いますので、菜の花まつり実行委員会の方でも、最近の気候の関係も含めて、どういった方策がいいのかということを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

次の質問に移ります。

11ページ目のレジオネラ菌の件なのですが、コロナ禍もある程度落ち着いて、さあこれからという時にこのようなことが出て、非常に残念だなというふうには感じております。関係者の皆さんは一生懸命この対応に追われていることだと思います。

今回こういうような形で報告を受けているのですけれど、第3セクターで村が指導・監督する立場だと思います。そういう中で今回のこの報告について、温泉は村民、村外の人もちろん利用していただくのですけれど、村民の方が毎日楽しみに行ったり、朝風呂に入ったり、仕事終わりにリラックスするために行ったり、高齢者の方も券を使いながら利用したりということで、村民の福利厚生にも大いに役立ってらっしゃって、今回この2週間、休みということで非常にご不便をおかけしている状況であります。

そういう中で、今回のこの報告の中で直接その辺の言葉がない。ご不便をおかけして申し訳なかったというような、確かに村は厳密に言えば当事者ではないのですけれど、ただやはりそういうふうに村民の福利厚生施設として指導・管理する立場にある村の方から、やはり一言そういうような言葉があつて然るべきかなというふうに私は思います。そこはどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせ願いたいということが1点と、今回、ポルダー湯の湯と、サンルーラル大湯で検出されたということだったので、一度に2箇所の施設でということが非常にちょっと引っかかかっていまして、これは原因というのは解明できるものなののでしょうか。その辺についても併せてお聞かせ願えればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の入浴施設におけるレジオネラ属菌の検出についてのご質問ですけれども、1点目の点については、まさに村民のコミュニティ形成の場でもあるというふうに感じております。2週間にわたる休業によって非常に不便をおかけしております。村長報告の中で

は多くは触れていませんけれども、村長の説明要旨の12ページに、「利用者の皆様にはご不便をおかけして」ということで村長報告の中では触れさせていただきました。いずれにしても朝風呂から仕事が終わってからの入浴からということで、大変村民の方にはご不便をおかけしておりました。これは防げた事案であったのかどうだったのかというのはちょっと検証が必要な訳ですけれども、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

2点目のレジオネラ属菌が検出されたその原因なのですからけれども、今回2つの隣接した施設で検出されておりますけれども、同じ系統のお湯で検出はされていないのですね。白湯であれば、ポルダール湯の湯はポルダール湯で作っている白湯、ルーラルであればルーラルで作っている白湯ということで、それぞれの施設で検出されたということで、その原因が特定されるのかということにおいては、特定が非常に難しいということであります。

ただ、今後の対応ということで今検討しているのは、白湯は60度で管理をしているのですけれども、それをもうちょっと温度を上げて管理するという方法がいいのかということも含めて検討をしているところであります。

なお日常の清掃については、指定管理者において必ず実施ということでやっていただいておりますので、今回は非常に残念な結果になってしまったということを感じております。以上であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

なかなか原因というのは追及は難しいのかもしれませんが、それこそちょっとお聞きしたいのですけれど、確か年に1回は定期検査みたいな感じで保健所の方からというお話だったと思うのですが、自主検査は2か月か3か月にいっぺんというお話で、それでよろしいのですよね。それまでは何も出なかったのだけれども、今回は定期検査で、その前に2か月か3か月前にやった自主検査、いつやったのかちょっとお聞かせ願えれば。その時は何も出なかったという認識で、今後の対策として温度を上げてというお話もあったのですけれど、あとは管理体制、例えば検査の頻度、当面の間は高めるとかそういうようなお話にはなっていないのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の再質問にお答えします。

自主検査は年に4回実施しております。ですから3か月に1回ということですね。直近の自主検査は2月であったというふうに聞いております。

レジオネラ属菌の検出については、最近では全くそういった報告は受けていませんので、

今回の定期検査で確認されたと。前回の定期検査はコロナ禍ではあった訳ですけども、7月に実施されております。今回は5月であったと。

これは一般論ですけども、レジオネラ属菌というのは自然環境の中でどこにでもあると、特に淡水下であったり、土の中ということで、村の環境でいきますと、農繁期の利用者が多く圃場に行ってるような段階においては、利用者の中にもやはり田んぼ帰りで来るという場合には、そういったものが付着しているということも考えられるのかなというふうに考えております。ただ、いずれにしても出たのは確かですので、そういった対応は今後必要なのかなというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

ただ、今まで出ていなかったものが出るということで、お客さんも農家の人が土いじりをして入る人は今までもずっとあったので、その辺はどうなのかなとは思いますが。まず、もう本当に村の人の福利厚生施設ということで、観光施設でもありますので、安全には十分配慮されて、営業再開になればその辺も含めて管理体制もしっかりとやっていたらというふうに思います。

すみません。もう1つ、質問をいいですか。

**【議長：丹野敏彦】**

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

最後の質問で、18ページの補正予算の件なのですけれど、委員会が違うのでちょっとお聞かせ願いたいのですけれど、考えを、産業振興課関係の「おおがた旅割プラス事業」、宿泊補助ということで、先ほども言ったように、地域の活力、経済の回復を目的に少しでも、何というのですかね、こちらに来ていただいて経済を回していくということで、まず1つの手段だと思っています。

そういう中で確かこれは一泊2千円補助で、地域振興券が千円分ということで、3千円の、1万泊分の事業だと思ったのですけれど、前も言ったかもしれないのですけれど、2千円というのが果たしてインパクトあるかというふうに思うのですよ。時期的には閑散期を想定しているということで、冬場というのはこちらの方の観光資源というのなかなかなくて、お客さんを呼ぶ1つのツールとして使いたいということは分かるのですけれど、それだとしたら、もうちょっとインパクトある金額にして、総予算についてはまずこの範囲でやるにしろ、例えば1万泊分を5千泊分ぐらいにして、補助を4千円とか、3千円とかそういうように、2千円というとならば1泊2日で朝食込みで1万2～3千円だとして、

それで1万円か1万千円になるというのは、果たしてどうなのかなというふうに思うのですよ。それだったらもうちょっと単価を、同じやるのだったら、予算は予算でこの範囲で、インパクトあるものを閑散期にドーンとやるということの方が効果的のような感じがするのですけれども、それについてご意見をお聞かせ願えればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員のおおがた旅割プラスの質問にお答えします。

今、県の方でも同じような事業を行っていきまして、この6月いっぱいまでということで、その割引内容が同じ状況であります。そうした中、ルールでは利用しやすい価格設定帯ということで1万円の宿泊・料理付きのメニューも出して、できるだけお客様が来やすいような設定もしています。当然それ以上の1万2千円プランとか1万5千円プランのような高価なプランもある訳ですが、そうしたプランも併せて提供しながら、選択肢を広くしてやることで来やすい環境にしているところで、割と今の1万円プランについては反応が良かったということだったのですが、今回のことがありましてちょっと残念な状況ではありますが、一応こういうした内容でも十分効果が得られるのではないかと考えているところです。

また併せて、今後、国や県がこうした、また割引の再開をもしるとすれば、それを併用した形でも使えるようにと考えていますので、そうしたことも含めてこの2千円の割引と千円の地域商品券というような形で行っていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

いいえ、ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

8番、戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

8番、戸部誉です。

私から2点お伺いいたします。

委員会が違うのでお聞きしますけれども、1点目、15ページの入札についてお聞きします。

このデジタル化工事、まず入札内容についてちょっとお伺いします。参加業者数とか、率、最低価格、あと工期から、大体運用はいつ頃からになるのかという点、よろしくお願ひします。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

戸部議員のご質問にお答えいたします。

最初の質問ですけれども、参加業者の数でよろしいでしょうか。

参加業者の数ですけれども、参加は2者です。1者が直前に辞退されまして、実際の入札者は1者でした。

工期に関しては、令和6年3月1日までとしております。ですので、運用に関しては今年度中に設置して、来年度から運用できるのかなというふうに考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

価格はどうなりますか。

**【生活環境課長：近藤比成】**

失礼いたしました。予定価格に対する請負決定額の割合が97.05%でした。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい、わかりました。

非常に特殊というかね、新しい国の事業で、このデジタル化ということで、なかなか参加業者さんがいなかったのかなというふうには思うのですけれども、これは秋田県内ではやはりできる業者というのは少ないのかという点。

それと、これのメンテナンスと、やはりデジタル化した場合は更新が必ずついて回りますけれども、これに対してのランニングコストというのはどれぐらいを見ているのか。あと、メンテナンス等に関してはどういった期間、例えば年に1回は必ずとかというのは法律等で決められているのかという点をお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

戸部議員の再質問にお答えいたします。

今回参加業者が非常に少なかったのですが、具体的に理由をはっきり把握している訳ではないのですが、今回うちの方で想定したのが、取水の水量を図るにあたって、超音波流

量計というものを条件にしています。これに関してですけれども、従来のものと、設置するのに1週間ぐらい導入を休まなければいけないと、それだと水道水の供給が間に合いませんので、超音波流量計という形ですと1日のうちにできるということで、これを条件にしています。この実績がある業者ということで条件をつけたのですが、そういった実績のある業者があまりなかったのかなというふうに考えております。

それからメンテナンスに関してですが、こちらに関しては申し訳ありません、今現在では具体的なものは特にみておりませんでした。今後また計算して、来年度以降という形で予算化していきたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい、わかりました。いずれこれはライフラインの主力でありますので、メンテナンスそういったものはもう最優先で行わなければいけないということなので、そこは早めにランニングコスト等を出していただければと思います。

そしてもう1点、例えばこれが緊急時、何かでダウンした場合、それで多分水の供給が止まるという訳ではないとは思いのだけけれども、いずれいろいろな計器が見える化させるためのデジタルな訳で、それを復旧させるためにということで考えたら、こちらの業者さんがそのカバーを行っていくのか。由利本荘市川口といったら車で来ても、いくら飛ばしても2時間はかかる場所なのだけけれども、そちらの業者さんで本当にいいのか。バックアップ対応できる業者さんというのはやはり何社か見ておくべきなのかなと思うのですけれども、そういった面に関してはどのように村としては考えておりますか。

**【議長：丹野敏彦】**

生活環境課、近藤課長。

**【生活環境課長：近藤比成】**

戸部議員の再々質問にお答えいたします。

その前に先ほどのご質問に関してちょっと補足がありますけれども、デジタル化ということでタブレット等の端末で随時、職員数人が見られるようになっていきます。今まで宿日直という形で人が付いていましたけれども、そういった部分では人件費の削減ということができるというふうに考えています。

緊急時に関しても、まず職員の方は緊急時にそういう形ですぐ把握できると、その際のバックアップという形ですけれども、導入した業者でなければいけない部分がどの程度なのか、従来メンテナンスしてもらっている業者さんがやれる部分もかなりあると思いますので、そのあたりを精査しながら、メンテナンスの方を考えていきたいと思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

次の質問に移ります。

先ほどもありましたけれども、桜と菜の花まつりについてお伺いします。

こちらの事業ですけれども、昨年の12月、債務負担行為ということで予算化しまして、そしてそれに関しては去年採決しているのですが、どうこうはないのですけれども、いずれなぜ債務負担行為をしたかという話を紐とけば、(株)ルーラルさんが、ちょっと人手不足ということがあってその事業を主体的にできないということで、イベント会社さんの方にそれを委託するというふうな内容があって、委託にあたって早めに事業関係の精査したり、いろいろなPRをやらなければいけないということで、債務負担にしたというふうに私は理解していますし、そのように議事録にも残っております。

金額としては300万円、イベント会社の方をお願いをした訳なのだけれども、実際にイベント会社さんがどういった仕事をしたのか。私も菜の花まつり全体を見た訳ではないので、何がどう変わったのかということがよく分からない部分があるのですね。そのイベント会社さんが行った業務というのはどういったものであったのか。そしてその予算化した金額から見て、その費用対効果、費用対効果といっても難しいと思うのだけれども、いずれその金額と、やはりその来村人数しかないのですけれども、それを村としてどう総括しているのかという点をお聞きしたいのですけれども。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

戸部議員の、菜の花まつりに関してですけれども、関連予算については議員がおっしゃるとおり、昨年の12月に債務負担行為を取っていただいて、本年度の予算に計上させていただいたということでありまして、またその経緯も議員おっしゃるとおりでありまして、なかなか自前でやっていたマンパワーが足りないの、外注をしたいということで実施いたしました。

実際やってもらった業務についてですけれども、メイン会場のイベントの内容、子どもが遊べるスペースであったり、そういったものを考えていただいたのが1つと、あとは祭り期間中の会場の運営ということでありまして、もちろん役場の担当課であります産業振興課、さらには全庁を挙げて休日のお手伝いということもやってはいますけれども、主たる運営は委託会社でやっていただいて、例えばミニ電車の運行であったり、あとは料金を取って縁日みたいなイベントもゴールデンウィーク中にやった訳ですけれども、そういったところの管理運営、そういったものをやっていただきました。

費用対効果をどう見て、どう総括するのかという点においては非常に難しい点があるのですけれども、祭りの指標といたしますか、アウトプットとしては確かに期間中の来場者ということが分かりやすい訳ですけれども、そこは菅原議員のご質問にもあったとおり、天候の関係、あるいは桜の開花の状況等ですね、いろいろな要素があろうかと思えます。今後については、先ほど菅原議員のご質問に関連する訳ですけれども、桜の開花とゴールデンウィークがずれてきていますので、その辺の祭りのあり方、期間の持ち方についてもちょっと検討させていただいてやっていきたいと。ただ外注という方法はですね、やはり人手がなかなか足りない。村の観光担当も1人で担当しておりますので年度当初からいろいろな業務が重なってきますので、やはり効率的な事業実施のためには、ある程度外注ということは視野に入れていくことが有効ではないのかというふうには考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

戸部誉さん。

**【8番：戸部 誉議員】**

はい。目新しいこと、新しいことというものは別にそんなないと、今までのものを少し、要は人を雇う金額としてまず300万円ということではあるのだけれども、どうなのでしょうね。私、やはりね、このままこれがずっと続いていって、ルーラルがこれに関わっていかないという話になっていくと、ルーラル、やはりあそこは、私は大潟村の観光のランドマークであると、これは村長も言っていたと思うのだけれども、そうだと思うし、そこが村の最大人が集まるイベントに関わっていないというのは、どうもやはり私は、ちょっとそれはおかしいと思うのですよ。なので、わざわざやはり実行委員会を立ち上げて、実行委員会が要はそれをイベント会社さんにまた委託するという内容で、それで何とかまた回していくという考えであれば、(株)ルーラル自体の存在意義というもの自体も揺らぐのではないかと思うのですね。そう考えた時に、金額300万円という債務負担行為でやって、ここに書いてある平成元年はどうだったかという平成元年は60万でやっているのですよこれを。60万でやっていて、それから5倍の予算をつけて、終わってみたら2万6千人というすごい人数が減少していると。やはりこれね、もうちょっと行政もしっかり総括して、来年度にどうしていくのかということをもっと真剣に考えていかなければいけないのではないかなと思います。当然PR等、ポスター等を作るにはお金がいりますけれども、それにはやはり予算は当然つけなければいけないとは思っただけけれども、やはり一番のPR、広告というのは、まず1つはマスコミ等の媒体だし、今この時代の最大のアピールというのはSNSの拡散ですよ。「桜が今咲いています」というのは瞬時にSNSでいろいろな所に拡散して、そしてそういったものを見た人たちがまた来てくれるということであれば、私はやはり中途半端ではなくて、極力経費削減するのはとことん削減していこうとい

って最大限のメリットを出すと、仮に逆でもっと来場者を増やすというのだったら、やはり目標来場者数ぐらいは示しておかなければならないと思うのですね。10万人を目指すんだったら10万人という数字を、そういうものがあってはじめて総括ということが出てくると思うので、その点を来年度に向けてどう考えていくのか。もう1回、お聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

戸部議員の再質問にお答えします。

まずは、ちょっと誤解があると申し訳ありませんので、もう一度補足させていただきますけれども、期間中のルーラルの関わりで、ルーラルが全く関わっていないということではなくて、もちろん協賛事業は各施設でやっていただいていますし、ルーラルの職員が期間中、電車の業務には1名付いていただいております。ただ、今までは事務局も含めて全てルーラルでやっていただいたのが、ということで12月にご説明をしたところであります。

もう1点は経費の点についてですけれども、令和元年までは実行委員会補助金は200万円、60万円というのはちょっと議員の勘違いではないのかなと思います。

**【8番：戸部 誉議員】**

多分、それは誘導員を合わせてのものだったと思いますけれども。誘導員は別になっているから。

**【産業振興課長：石川歳男】**

今は誘導員は別ですね。誘導員が実際は40万ぐらい。混雑の状況を見て結局つけますので誘導員は40万円ぐらいであります。

そういったところにおいて、議員おっしゃるその目標、あるいは村外の一般の方々への情報提供という点においては、やはりもうちょっと検討する必要があるのかなと、それが今回の来場者に表れていたのかどうかはまたちょっと言い切れないところもあろうかと思えますけれども、効率の良いPR、SNSなどを使った情報提供はやっていきたいなど、今もやっている訳ですけれども、もっと効率的にやっていく必要があるのかなというふうな点があります。また桜の開花状況などはですね、つぼみの段階で村のホームページで流してはいるので、結構そういったホームページを見てですね、村の方に問い合わせ、遠方の方から問い合わせはありますので、一定の効果はあるのかなというふうには思います。

いずれにしても今回外注という形では初めて実施しましたので、そういったものは実行委員会でもう1回総括させていただいて、期間も含め、実施の手法も含め検討をして、来年度に向けて臨んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【8番：戸部 誉議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございますか。

6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

私の方から2点ほど質問させていただきます。

1つが、12ページの方にありました学校部活動の地域移行についてです。こちらにも説明いただいているとおり地域移行の話と、それと併せて少子化で団体競技の維持が困難で広域的な枠組みも検討を広げる必要があるというお話をされていたかと思います。この点に関してですけれども、まさにおっしゃられたとおりだと思うのですが、一方で今回も中学校の方では、新聞にも載りましたが南秋地区で合同チームのような問題が出てきたりという話があって、中長期的な展望を考える必要があると言いつつも、喫緊の課題なのかなというふうが大潟村の中を見ていると思います。今現状、実際の話としてチームが組んでいないという話ではないのですけれども、逆に言うと大潟村にやりたいスポーツが中学校に入ったタイミングでなくて、外部のクラブチームに通われている方なんかもいらっしやいますので、そういったところで、例えば南秋地域でクラブ化というか、合同のチームになっていけば、またそれも1つ、やりたいことを地域内で連携してやるということはできるのかなというふうに思っております。

そこでですけれども、この地域移行と広域化というこの2つがあると思うのですけれども、ここをどのようなスケジュール感でやられるつもりなのか。また、もう最初から一体化して広域化も考えた形での地域を考えるのか。それともそれをタイミングとして別々に、まずは地域移行をしてというふうな考え方なのか。その点など教えていただければと、タイミング的にどこ辺りまでに考えているということも含めて、教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

黒瀬議員のご質問にお答えいたします。

部活動の地域化につきましては、3月議会でもその時点での状況を説明したところでございます。ご質問の内容で、スケジュールをどのように考えているかということと、それから避けて通れないであろう合同チームをどのように考えているかという2点かと思っております。その点についてお答えいたします。

地域化についてのスケジュールにつきましては、前にもお話し申し上げましたが、文科省からは、5年度から7年度までの間に、とりあえず、まず休日の部活動の地域化を進めてくださいと、こういうことは承知のとおりであります。平常日の部活動の地域化については、現段階では具体的なものは示されておりません。従って、スケジュール感の中では、現在8月までに、各団体とこれまで4回くらいの説明会を行いましたけれども、今度は大潟中学校部活動地域化に関する協議会を立ち上げて、各代表の方々にいろいろご意見を伺いながら8月を目処としておりましたが、もう少しずれるという理由は、周辺町村の動きも当然大切になってきますので、12月以来、4町村の教育長会議を3度ほど行いました。それで情報を交換しながら、そしてその中で進捗状況をお互いに共有するということでありまして、大潟中学校の場合は部活動は現在4つしかございません。野球、バレー、卓球、吹奏楽ということをごさいます、しかもバレーについては、3年生が抜けると3名しか残らないというようなことをごさいます、これは議員ご指摘のように合同チームを喫緊に模索していかなければならないというふうに思っていますので、8月が12月ぐらいまではずれ込んでも余裕を持ちながら進めていけるのかなというふうに思います。

なお、周辺町村でも7年度まで、7年度中に結論を出すというような町村もごさいます。従って7年度ということはもう2年半ほどある訳でして、そういうところもありますが、部活動の数も少ないということもありまして、そしてまた、村の中での指導者の確保だとかいろいろなことがあります、まず8月までに協議会を立ち上げて12月ぐらいまでには一定の目処が立てばというふうに思っておるところです。

それから2点目の、合同チームに関しては、周辺町村で著しく部員が減っております。八郎潟、五城目、井川、すでに五城目と井川は合同チームで行っているところもありますし、ただ部活の競技の中身によって、例えば八郎潟であればバドミントンとテニスはまだ全県的、全国的な活躍をしている訳でして、五城目とか秋田市からも既にもう生徒が入ってきているということでもありますので、本村の野球、バレー、卓球以外の競技をやるということでは、他の町と今いろいろと協議を進めている段階であります。

それからもう1点、議員ご指摘のクラブチーム、はっきり申し上げまして、小学校でミニバスケットをやった選手方が引き続き、バレーではなくバスケットをやりたいということで、これは前にも議会で私、縷々説明したのですが、5年ほど、正確には4年ほど前に、小学校でミニバスをやった中学校でバレー部しかない、バスケットをやりたいのだという子どももいるので、中学校で協議会を立ち上げて協議してくださいと、時の校長にそういう指示をしまして、協議会を立ち上げて半年間にわたって協議をしていただきました。結論的には意見が全く五分五分に別れて、現状維持が望ましいという結論で、小学校でミニバス、中学校でバレーは動きませんでした。今年状況を見ますと、子どもたちが秋田市とか、それからの能代市にあるバスケットのクラブに、週に、そんなに回数は多くないと思いますが土・日中心だと思っております、通っているというような現状がごさいます。ただ

これは非常に難しい問題もありまして、秋田県中体連、それから全日本中体連の規定が、その競技種目によっても異なりますけれども、同一町村と申しますか、そのクラブ活動があるところの選手しか中体連の全中に関わる大会には出場できないと、例えば、秋田市にあるクラブに属していれば、周辺から行っている子どもたちは全中の大会の予選には参加できないというような縛りがあるようでございます。そういうこともあって、まだまだクリアしなければならないところもあります。

最後に中学校の校長が今回の異動で変わりましたので、4月の段階で現校長には4年前に検討したその報告書をまず見てくださいと、それから4年経過していて大分また状況が、前と同じような状況になってきているので、検討する必要があるのであれば協議会を立ち上げて、意見を聞いて、もう一度どういう方向が一番いいのかということ話し合ってくださいと。それはもちろん保護者だけではなく、先生方も加えて、そういうふうな協議をしなければならない局面に達しているということで、4月に指示をしたところでありませう。校長からは今、郡市総体が間近で、また7月になると新人メンバーと入れ替わるころがあつて、保護者会もそれに沿って変わってくるということでありますので、もう少し時間をいただきたいと、それはそのとおりだと思いますので、そういう方向で現在検討をしながら進めているところであります。ご理解をいただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

ありがとうございます。

そうするとですね、いろいろ説明いただいたのですけれども、あくまでも休日の地域移行に関しては地域移行で、今年度12月頃までを目処にということで取りまとめるという話が1つ。それとはまた別に、南秋地域なりの地域で、合同でどういった形でやっていくかという話は、またそれとは別に動くという理解でよろしいでしょうか。

最後に部活、はっきり言うとミニバスケットボールのですね、中学校の部活化という話の部分になってくるのかなと思うのですけれども、そこに関しては学校の方という話なのですけれども、ここ辺りというのは何かうまく、例えば地域内で他の地域と合同チームを作る中で、一緒に地域内で合同チームにするのか、クラブ化にするのかというのはあるのでしょうかけれども、やっていくという方法で、うまくその地域内で小学校でやっていた競技を続けていく。また同じ地域内でやることによって中体連の大会にも出られるような形というのも今回問題にあるのかなと思うので、そういった辺り、うまく連携して検討していく必要が、部活をどうするかという話を中学校の校長の方に指示をするということもあるのですけれども、そこの地域化の部分と一緒に考えていく必要もあるのかなというふうに思うのですけれども、その点いかがでしょうかということが1点と、そうですね、バレー

の方はそれこそ今3年生が引退するとまた合同チームという話になってくる訳ですけども、合同チームというのは結局1つの部活、学校単位で組めない場合のみ合同チームということが今の形だと思うのですけれども、そうするとこの先、南秋地域で話し合っても結局毎年的人数によって合同チームを毎回変えるしかないという話に、今の新聞報道などを見ているとそうなるのかなと、合同チームか単独になるのか、合同チームをどう組むのか、毎年、大会ごとによって変わってくるような形になるのですけれども、そこというのはどのように認識されているのか。そこを例えば部活という区切りではなくて南秋でクラブ化することによって中体連の大会も出つつ、恒常的なチーム編成をずっとしていくという話もあるのかなと思うのですけれども、そこ辺りどのようにお考えなのか、その点も教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

2点の質問でございますが、確認事項は省略させていただきまして、12月頃を目処に、それから合同チームは別に動くかと、これは先ほども申し上げましたが、合同チームは村内だけではできないので、当然町や市が、郡市大会は男鹿南秋地区でございますので、当然他市町と関係してくる訳ですので、これは現在も連携をとりながら検討をしているところです。

ただ、合同チーム、合同チームと簡単に言いますけれども、非常に難しいのは生徒の移動であります。例えば大潟から井川に行くとかということであれば、これは週に1日か2日であれば保護者が土日に送っていくということはあるかと思いますが、こういう話も非常に深めてきておりまして、現在、五城目一中の生徒が井川に行っている部活があるそうですが、行く時はタクシーで行っていると、帰りは保護者が仕事が終わるから迎えに行くとかいうことで、果たしてその部活動でタクシーを使わなければならないというような状況はこれは正常な形でしょうかというような疑問点も当然ある訳で、特に大潟中学校の場合は八郎潟まで14キロもある訳で、マイタウンバスが走っている訳で、それが授業が終わる4時近くにそのバスが現在はあるかどうか分かりませんが、そういうようなものを考慮して、八郎潟なり五城目なりと、井川の場合には八郎潟から井川さくら駅まで列車ということもあるかもしれませんが、そういうことで同チームに関しては難しい点が多々あって、そういうことを議員指摘のとおり、当然ながら問題点、課題を整理して協議していく必要があるということで、今時間をかけて検討しているところであります。

それから2つめの合同チームですが、議員ご指摘のとおり、組めない者同士の合同チームであります。従いましてこれは毎年、もちろんこれは状況によってくると思います。本村でも3、4年前にバレー部員が1名でした、女子部員。それが2年続きました。その時

に幸い、今は廃校になってないのですが、男鹿北中学校にお願いをして、男鹿北中学校との合同チームができて参加することができました。これは先ほど申し上げましたとおり、競技種目によって基準が違うのです。我々の一存ではいけないところがいっぱいありまして、中学校体育連盟という大きな組織の中での規約、決まりがある訳でして、例えば、簡単に言うと、陸上競技で言えば、合同チームを作って例えば南秋男鹿でクラブ制にしてあるといった場合に、その男鹿南秋チームでリレーが組めて、駅伝チームも組めて出場できるかという、3月に日本陸上競技連盟並びに中体連の全国陸上競技部会から示された内容を見ますと、400メートルリレーの4人、駅伝の6人、このチーム編成は同一中学校に限ると。練習するのもいいと、でもメンバーは同一チーム、これは非常にハードルが高い。同一メンバーで組めないから合同チームな訳でして、そういうこと等については別の角度からいろいろご質問しながら要望等も挙げてございますが、中体連としては現段階では最終的に3月に決まったものであって、5年度はその方向だと。これは陸上競技の例でございまして、他、バスケット、バレー等についても同一市町村と、そのクラブがある所ということで南秋で1つにということは、将来的にはもう必要な検討事項だと思います。もう避けて通れない時代が来るというふうに思っていますので、南秋のクラブ化のご提案をいただきました。いずれはそういう方向で検討していかなければならないということは確かでございますので、この点も何回も南秋4町村で話し合いを持っていますので、その点もまた問題意識を持って、検討課題に入れていきたいというふうに思います。

いずれにしても足の問題、移動の問題がこれからも大きなネックになってくるのではないかというふうに思っております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

質問ではないですけど、移動の問題等あるというのも、それが大きな問題であるというのもありますし、先ほど言われたように、タクシーで中学生が部活動のために移動するのが正常な形かというのは確かにそうではあるのですけれども、一方で言うとチームが組めなくて、大会に出られないというのもまた正常な形ではないと思いますし、今の中体連の制度に関して言うと、別にここでの話ではないのですが、やはりここで見ても郡レベルと、やはり秋田市を見てもやはりその、何ですかね、ちょっと違ってくるのかなという中で、やはり地域の実情をぜひ、これまでもやられていると思いますけれども、他の町などと一緒にぜひ中体連の方にも働きかけて、そこあたり小さな自治体の学校でも子どもたちがうまく活動していけるようにしていただければと思いますので、何とかよろしく願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。

補正予算に関してですけれども、委員会が違うので、18ページの産業振興課関連の補正予算に関してですけれども、商工振興費で観光支援でということとプレミアム飲食券と旅割プラスということになっています。それとあと株式会社ルーラル大潟の経営改善事業というその3点が出ているのですけれども、プレミアム飲食券とおおがた旅割プラスに関しても、今までの実績を見ていると実質的に観光支援とは言いますけれども、ルーラル大潟に対する交付がほとんどなのかなというふうに考えております。これはいろいろ経緯もこれまでもご説明いただいてまして、これまでは国のコロナの臨時交付金等を使ってやってきた経緯で、コロナ禍ということでやむを得ない部分もあったのかなと思います。ただ今回に関しては村独自の予算でということで、コロナ禍から復興する中で必要という判断かと思うのですけれども、これはどの程度がルーラルに、実際に予算の執行の中でいくかということはあるのですけれども、約4千万という形になります。今ホテル等は指定管理料内ですけれども温泉の指定管理で約5千万前後ということで、4千万ということが結構大きい金額だなというふうに思うのです。個人的にはこの前説明いただいたとおり、経営改善事業ということがあって、その先どういう方針が出てきた段階で、どういう支援をしていくかということがいいのではないかなと思うのですけれども、今回計上されているということで、細かい点は抜きにしてそこをお聞きしたいのですけれども、これ今回4千万、自主財源でという話になってきて、実質的にルーラルへの支援という形になってくると思うのですけれども、これ今後ともこういう形で続けていくような考え、恒常的に続けていくような考えなのでしょうか。それともこれはもう今回限りでというふうにお考えなのか。その点を教えていただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

黒瀬議員のご質問にお答えします。

商工振興費における補正予算についてでございますけれども、5月来、議会との勉強会等々でルーラルの経営状況の現状、課題などをご説明した上で6月補正に所要額を計上したいというご説明をしてきておりました。その状況を踏まえ、今回実施する飲食券、あるいは旅割についてですけれども、これは議員おっしゃるとおり、過去についてはコロナ禍の中での下支えということで実施、しかも国の財源を使っての実施ということであります。今回につきましては、一般財源を使って早い段階でのコロナ禍からの回復を目指していきたいと、併せてルーラルの経営がコロナ禍の3年間でだいぶ悪化したということもありまして、その後押しということも含めて実施させていただきたいということでお願いをしているところであります。

これは今後とも続けるのかというご質問に対してでございますけれども、これはやはりそ

これは恒常的にこういったものを実施するということは状況的には考えられないというふうに思います。やはり非常時からの対応あるいは脱出ということで、今回予算を計上させていただきましたので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

いえ、ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

3番、三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

3番、三村敏子です。

3点質問いたします。

はじめに、7ページの「太陽光発電及び蓄電池導入事業について、株式会社オーリスの意向に沿い、」ということですが、株式会社オーリスの意向というのは、どういう意向なのでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、今太陽光発電の設計を行うということで進めているところですが、その中で例えば東北電力の今ある電力線への接続ができるできないとかそういったことが、事業計画を出した時にはできるものと想定していたのですが、実際はできないということが分かったり、いろいろそうしたことがありまして、どこに太陽光発電を設置してどうするかというようなこととか、また建物を調査すると、なかなか屋根の上に載せることが困難な施設もあつたりというようなことが判明しまして、そういったことから当初と違う場所に太陽光発電パネルを設置しなければいけない状況が発生しておりまして、そういったことの変更を、また環境省の方にも報告しながら了解を得た上で進めるということで、意向に沿う形でというような表現をしているところです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

これは公共施設等への、と書いてありますので、公共施設以外のメガソーラーに関してはどうなのでしょう。メガソーラーと呼んでいいのか。大きい土地、西4丁目の企業誘致の後ろの方の、西側のところはどうなのでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

今話をしたように、大きい太陽光発電の系統への連携ができる容量が非常に少ないということが詳しい申し込みで判明しまして、今それにどのように対応できるかということも検討をしているところでして、そういったものも含めて、大きな変更についてはやはり環境省の承認も得る必要があるので、今はそうしたやり取りをしているところであります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

今まで説明を受けたことを自分としてはイメージを持っている訳ですが、それではこの東北電力のところに接続できないということで、かなり大きく変更になるというようなことになるのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えしますが、太陽光発電の特に一番大きいのはやはり、議員がおっしゃった、8メガワットの設置を当初予定していたものが、実際に接続できる容量が256ワットしかなくて、もう全然桁が違いすぎてどういう対応するかということで、今村の中の他に接続できる線がないか等いろいろ検討した中で、接続できる線は見つかったのですが、8メガまではちょっと無理で2メガまでしかないとか、いろいろあるものを今どのように整理して具体的に太陽光パネルの設置につなげていくかということも併せて検討していますが、今年度事業にはその8メガワットの予算は入っていませんのでそれは今後の課題として、ただ今年度についてはそれぞれの公共施設への設置を予定していますが、先ほど言ったように、ちょっと建物が古くて直接屋根に載せるのはあまりにも無理がある施設もありますので、そういったもの等への対応ということで今具体的には検討をしているところであります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

桜と菜の花まつりのところなのですが、10ページ、本当に多くの子どもたちが会場に向かう姿が、楽しそうに向かわれている姿が見られて、本当に嬉しい感じがしたのですが、県内だけではなく県外にも広く認知されており、ということですが、海外からも桜並木、素晴らしい桜を見に香港からいらっしゃる方がおられて、海外にも知られているということだと私は思っています。ですので、海外向けに対しての情報発信というか、そういうことに関してはどうのように考えられているのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

三村議員の海外向けの情報発信ということについてご説明申し上げます。

現在、海外向けの情報発信につきましては、村公式ホームページが中心になっております。言語は自動翻訳された英語が中心ということが今の状況でありまして、ただそれではちょっと今後のインバウンド需要であったり、海外からの誘客であったりという部分ではまだ力不足なのかなということは認識しているところでございます。

今議員おっしゃるように、特に桜と菜の花の景観に関しましては、アジア系から非常に評価を得ている部分もあるのかなというふうにも思っておりますので、現在、国際交流員がおりますので、こちらで英語専用のサイトを設けて情報発信の準備をしているところでございます。ありのままの大潟村、秋田を発信できるような形で準備をしているところでございますので、そういったことも含めて、あとはTwitterとかインスタにも英語のフレーズを載せるなど工夫をして誘客につなげられればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

**【3番：三村敏子議員】**

いいえ、次に行きます。

コロナ感染に関してですけど、1ページ、2ページ。コロナが無くなった訳ではないけれど、急と言ったらおかしいですけど、5類になってマスクを外してもいいという形になってはいますが、厳しい時にはもう鼻マスクが問題になるぐらいの厳しさと、マスク着用だったりした訳ですが、学校の方では子ども達に対してどのような形で、急にマスクが自由に、自分の判断でとなっていてはいますが、子ども達に関してはどうのような状況でしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

三村議員のご質問にお答えいたします。

3月議会でも同様の質問がどなたかの議員からございまして、同じように答えましたが、学校長に指示しているのは、4月そして5月8日以降は個人の判断でということで、それ以上踏み込んだ指導はございません。現状を見ますと、この前も学校の授業を見に行ってきたのですが、まずほとんど、9割9分ぐらいマスクをしてございます。校長にいろいろ事情を聞いてきましたら、指導としては個人の判断ということですので保護者の意向が非常に強いと。場面によっては体育の授業とか、それから外での活動等々においては外す場面も以前よりは増えてきたとこういうことですが、教室の中においてはほとんどマスクをしながら授業を受けているという話は5月下旬のお話であります。

従ってこれからまた7月、8月と夏休みかけて、いろいろな状況が変化してくると思いますので、その時は現状よりは大きく変わってくるのではないかと。ましてや2学期になると状況が大きく変わってきて、ノーマスクの子どもが増えてくるのではないかと思います。今現在はほとんどの子どもはマスクをしている状況であります。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【3番：三村敏子議員】**

9割9分、マスクを子ども達がしているということで、やはり子ども達、これまでマスクが必要ということがもう何ていうか、自分たちの体を守るにはマスクということが徹底されてきていたのかなと今感じたのですけれど、それが大人であれば、急にマスクを自分自己判断でと言われれば、自己判断する訳ですけれど、子供の場合、なかなかそれを自己判断して外した子ども、外さない子どもがいる中で、その子ども同士の中でのいろいろなことが起きてこないかとか、ちょっと聞いた話なのですけれど、学校給食の時にどうしてもマスクを外している子が周りにいると、自分にご飯を食べにくいから別な場所で食べるというような話も聞いたことがありまして、子どもたちの心の、気持ちの大変さというようなことが、大人以上に大変なところがあるのではないかと思いますので、その辺に関してはどのような注意をされるかとか、そういうようなことも多分注意されているとは思いますが、どのようなことが起きている、起きていないのか、どうでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

北林教育長。

**【教育長：北林 強】**

三村議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘いただきましたことは、村内、村外でどこでもあり得ることだと思います。やはりマスクを必ずしなさいよというところから、外してもいいですよという移行期でありますので、当然これはいろいろな場面が想定され、議員ご指摘の給食の件は、私どもが把握する段階ではそういうような状況は私どもの耳には入っておりません。

**【3番：三村敏子議員】**

村の話ではないです。すみません。

**【教育長：北林 強】**

村の話ではないということですので、給食等々においては整然と今も行われているというふうに向っております。

ただ議員ご指摘のとおり、やはり気持ち的にはいろいろな動揺があるかと思います。従って、給食のみならず、体育の授業等では体を接したりする訳ですので、そういうことも含めて、まだまだコロナが終息した訳ではございませんのでその点もこれからまた、学校に健康と安全管理という側面から十分配慮するように指導してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【3番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時休憩します。（午前11時51分）

再開いたします。（午前11時52分）

他に質疑ございませんか。

5番、松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

5番、松本正明です。

私からは1点質問したいと思います。

ちょっと委員会が違いますので、20ページの水道施設デジタル化事業、この中にあるデジタル田園都市国家構想交付金についてお伺いします。

これは財源構成が変わったということで、デジタル田園都市国家構想の推進の交付金が決定して財源更正を行ったところでもありますけれども、これ以外にも村ではコンビニの交付サービス事業導入ということで2件交付決定がされたと思うのですが、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金、これは申請の上限数として同一市町村で最大5事業ということになっていると思うのですが、この他にもこの事業に申請する予定というものはあるのかどうかということが質問で1つとして、今回もう1点ですけれども、1事業あたりの上

限が1億円以内、補助率2分の1、この中で地方負担分は推進交付金が2分の1、地方負担でこれは資料に書いてあるのですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当可能と、算定率0.8ということになっていますので、実質は、もしこれに新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金を充てるとほぼ9割補助金で事業が執行できるという認識でよろしいのかという、この2点をお伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

松本議員のデジタル田園都市国家構想交付金のことについて説明申し上げます。

申し訳ないのですけれども、手元にちょっと詳細な資料がなくてあれなのですけれども、まず1点目のデジタル田園都市国家構想交付金の充当事業につきましては、本年度は当初予算に計上いたしましたコンビニ交付の事業と、あと今回財源更正をさせていただきます水道事業デジタル化事業の2点を想定しているところでございます。

今後につきましては、また来年度の予算計上の中でこういった交付金制度が継続して設けられるということであれば、積極的に活用を検討してまいりたいというふうに思っております。

2点目のご質問の、コロナ関係の対応ですが、これはあくまでもコロナ感染症対応というような分野に限定されるかと思っておりますので、今回村で上げました、コンビニ交付並びにこの水道施設デジタル化事業についてはちょっと合致がなかなか難しいのではないかなと判断しているところでございます。

以上でございます。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

交付決定の、このデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定事業一覧というところで全国一覧で、採択されたものがずらっと一応ありますので、コロナ関連はこれが収まってきて、コロナの臨時の交付金がこれからあるかどうかというところもまた微妙ですが、いろいろなところで採択された事例がいっぱいありますし、証明書等コンビニ交付というところをやっているところもあれば、他の自治体では母子手帳アプリだったりとかということもあつたりですとか、役所の窓口のデジタル化というところでもうまく使えるところがあつて、一応令和4年の補正でもだいぶ予算が付いていますし、今後またこれから続いていく可能性が高い事業ではないかなと思っておりますので、うまくこういった事業を活用して、絡めて、行政のデジタル化を推進するにあたり、うまくこういった交付金の補助率が高いというかですね。国もデジタル化を進めていく訳ですので、こういった中で要件が一応1

市町村最大5事業と、もう3つぐらいはこういった所で使えると思うので、うまく行政の効果が上がるところで推進していただければと思いますけれども、その点をもう一度ちょっとお聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

総務企画課、薄井課長。

**【総務企画課長：薄井伯征】**

松本議員の、行政の様々な手続き等に関して、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して推進はどうかというようなご質問についてお答え申し上げます。

議員おっしゃるように、やはり行政手続きなどこれからデジタル化、ICT化が進むということはもう避けて通れないところであるかと思えます。ただ直接、進めるにあたって、例えば窓口での対応を進めるにあたって、裏舞台といいますか、例えば役場のシステム、サーバー、そういったものをやはり改修したり、それを直したりといった作業が発生してしまいますので、単純にデジ田の交付金を活用して見える範囲だけデジタル化が進んでも、実際職員の負担はほとんど変わりなく、住民サービスもそれほど効果がないといった懸念があるのかなというふうに個人的には認識しております。現在、昨年度も新しい形のサーバーを導入して、今それを含めていわゆるシステムのバックヤードといまして裏舞台の部分の改善を計画的に進めているところでありますけれども、それも並行しながら、そしてデジタルの交付金など使えるものは活用しながら、住民サービスの両立、そして行政事務の効率化、職員の負担の軽減の、3つを両立させられるような工夫を、今後先進事例もホームページに載せられておりますので、そちらを勉強しながら進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【5番：松本正明議員】**

いいえ、ありません。

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

2番、工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

2番、工藤勝です。

私から、1点質問をさせていただきたいと思います。

10ページにあります桜と菜の花に関連しての質問をさせていただきたいと思います。

村長の報告にもありましたとおり、大潟村の代名詞ともなった桜と菜の花は、県内だけでなく県外でも広く認知されていると書かれていて、やはりこの時期の桜ロード、桜が咲

いている時期にはテレビ報道等で私も毎年見るようになって、大分認知されてきているなと感じておるところです。

そこで、より観光振興、地域活性化するために、平成26年に大潟村創立50周年記念事業として、みゆき橋から八郎潟町に向かってソメイヨシノ千本を植樹したと記憶しております。私、今年4月中旬頃にその道路脇を通った訳ですけれども、大分木が大きくなって桜が咲いているところもあり、またそこそこ大きくなっている木もあり、全く成長していないような桜もあったりして、また私は車を停めて見たのですけれども、添え木しかないようなところも見受けられたかなと感じておるところです。あれから9年経った訳ですけれども、村としては現状をどのように把握しているのか。現状を把握されているとすれば、どのような対応や対策を取っているのか、お聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

工藤議員のご質問にお答えします。

50周年で植えた桜の管理についてですけれども、日常の保育管理については予算化をして実施はしておりません。今現在は生育の状況を観察している訳ですけれども、折を見て今後、今ご指摘のように、もう枯れているものも出てきていたり、あるいは手前に植えている桜が極端に生育が悪くなってきているようなものもありますし、そういった全体を見渡して50周年に植えた千本も含めて、補植、あるいは今後の管理について検討をしなければいけないような、10年ぐらい経ちますので時期に来ているのかなと思います。いずれ50周年で植えた桜については、今後対応して改善すべきは改善するというような対応を取る必要があろうかなというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【2番：工藤 勝議員】**

分かりました。

まず、植樹した木がないところも多分あると思うので、まず、再び植樹するような計画を立てていただきたいと思いますが、あまりにも、見たところちょっと成育のむらが本当にありすぎて、専門家にちょっとこれを見ていただいた方がいいのではないかなと感じるところもありますので、やはり村の中にはいろいろな木がありますので、そういった専門家に相談したり見てもらったことはあるのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

工藤議員の再質問にお答えします。

桜の木に関しては、むつみ造園の、生態系公園の所長さんに年何回か一緒に回って見ていただいて、病気がついていないか、あるいはどういった防除をすべきかといったものを指導いただいております。

みゆき橋から手前の一番メインになる、今現在一番メインの桜並木ですね。あそこもだいぶ成長はいい訳ですけれども、これからのことを考えれば適切な管理をやる時期、あれを維持していくためにどういったことが必要なのかといったことも考えていかなければならないということで、年に数回は本間所長さんにご同行いただいて、ご指導をいただいているところであります。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【2番：工藤 勝議員】**

ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号から報告第2号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第31号から報告第2号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第15、陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」を議題とします。

陳情第6号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後0時08分)

# 令和5年第2回（6月）大潟村議会定例会【第6日目】

1. 開議日時 令和5年6月13日（火）午後3時05分～午後4時43分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

## 3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄	2番 工藤 勝	3番 三村敏子
4番 菅原アキ子	5番 松本正明	6番 黒瀬友基
7番 菅原史夫	8番 戸部 誉	9番 齊藤知視
10番 川渕文雄	11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

## 5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

## 8. 本日の会議に付した事件

議案第31号 大潟村村税条例の一部を改正する条例案  
議案第32号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案  
議案第33号 工事請負契約の締結について  
議案第34号 普通財産の貸付について  
議案第35号 普通財産の貸付について  
議案第36号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案  
議案第37号 令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案  
議案第38号 令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案  
議案第39号 令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案  
議案第40号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案  
議案第41号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案  
報告第1号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

報告第2号 令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告

陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

議案第43号 財産の取得について

意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書案

発議第2号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議案

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただ今のお出席議員数は、12名であります。

これより、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第31号から、日程第14、陳情第6号までを、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第31号、議案第32号、議案第34号、議案第35号、議案第36号の関係部分、議案第37号から議案第39号、報告第1号及び陳情第6号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後で採決いたします。

総務福祉教育委員長、5番、松本正明さん。

**【総務福祉教育委員長：松本正明】**

5番、松本正明です。

令和5年6月定例会において、総務福祉教育委員会に付託のありました議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案の審査は、総務企画課から始まり、税務会計課、議会事務局、福祉保健課、教育委員会の順に行いました。

はじめに、報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「中小企業者の範囲には個人の事業者も入るのか。それとも法人化した中小企業だけが対象なのか。」との質問に、当局より「中小企業ということで必ずしも株式会社及び有限会社の法人化しているもののみを指すものではない。」との答弁でした。委員より「今回、ゼロから2分の1になるのは特例を受けて、今までゼロで課税されていなかった事業者、設備ということか。」との質問に、

当局より「これまで特例措置を受けていた方が購入した機械等ではなく、これから取得する対象の償却資産に係る措置となる。参考までにこれまでにゼロ特例を活用した事例はなく実績のないまま3月末を迎えている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、報告第1号は全会一致により承認すべきものと決しました。

次に、議案第31号「大潟村村税条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「森林環境税について1人あたり千円とのことだが、非課税世帯も課税されるのか。」との質問に、当局より「森林環境税が課される個人については、市町村の個人住民税の均等割が課される者であり、非課税の方については森林環境税も課されない。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第31号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より「国保の激変緩和措置も含めて、県から今後の納付金の算定方法や、激変緩和措置の新たな提案が来たと報告があったが。」との質問に、当局より「6月7日に県の国保医療室の室長、班長、担当者が来村し、今年度以降の事業納付金関係の説明を受けた。激変緩和措置分の国の予算については令和5年度で終了するが、令和6年度からは、県の特別調整交付金を用いた激変緩和措置と事業納付金の算定方法を変更するというので、今後進めていきたいと説明があった。事業納付金の金額は例年であれば11月ぐらいに決定されるということで、12月議会で報告できると思う。事業納付金の金額が決定され、激変緩和分、事業納付金を減額する形で予算措置すると説明を受けたところである。これまで村であまり恩恵を受けていなかったところを全県で負担及び分散させて県内25市町村すべてに恩恵が受けられるような形を取りたいと話された。今後も担当者レベルでワーキンググループ会議や主管課長会議の中で、税率等も含めて、県内市町村で一本化に向けた協議を進めたい。県内の完全統一については令和15年度を予定していると説明を受けた。」との答弁でした。委員より「県納付金の推移について。」との質問に、当局より「令和4年度事業納付金額は5億1,769万5,378円で、令和5年度が5億4,406万8,019円となっている。」との答弁でした。委員より「基金について、繰入可能な残額の今後の見込みは。」との質問に、当局より「あくまで予算ベースだが、今回の繰入をもって全額支出となり残額はゼロとなる。」との答弁でした。委員より「基金を全額崩すこととなれば、次年度以降の運営は。」との質問に、当局より「今回の0.95%の税率上昇によって1,200万から1,300万円の税収増となるが、1億2千万円の不足を税率の上昇のみで対応するのは現実的に難しいところである。」との答弁でした。委員より「今年度以降の県納付金についてはまだ示されていないが、仮にこちらから出せない場合のデメリットは。」との質問に、当局より「納付金を納めない場合は、無保険者となってしまい

全額自己負担の医療費支払いとなる。次年度の激変緩和措置額が村の実態に合ったものになるようワーキンググループに問いかけていき、理解してもらうことが必要である。例えば次年度激変緩和措置額が所要額の半分に満たない場合、一般会計からの繰入しかないが、繰入すると激変緩和措置そのものが無くなってしまうので、これも解決しなければならない。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第32号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号及び第35号「普通財産の貸付けについて」は、関連が有るため一括審議とし、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より「今回貸付け予定の土地地番は連続していないが、旧村営住宅を解体した土地と同じ土地になるのか。」との質問に、当局より「北1番地8～11と15-1が今回の集合住宅予定地となる。」との答弁でした。委員より「雑種地はどこか。」との質問に、当局より「東側の村道沿いになる。」との答弁でした。委員より「集合住宅は何棟、何戸になるのか。」との質問に、当局より「1棟15戸で、3LDKメゾネットタイプが3戸、3LDK重層タイプが6戸、2LDKが6戸である。」との答弁でした。委員より「集合住宅の入り口はどのようになるのか。」との質問に、当局より「現在の集合住宅と同様に南側に向かったの入口となる。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第34号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号の採決に入り、議案第35号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明を受け、質疑に入りました。委員より「暮らし応援商品券について、7千円の根拠は。」との質問に、当局より「新型コロナウイルス関連の交付金を財源とし、推奨事例等を参照して対象者1人あたりの金額を設定した。」との答弁でした。委員より「開始時期はいつ頃か。」との質問に、当局より「8月のお盆前には使用できるようにしたい。」との答弁でした。委員より「OA費で計上している事業は、事業費そのものの増によるものか。」との質問に、当局より「元々ライセンス更新代として措置していたが、機器の更新やサーバーのライセンスについても更新する必要があることから、増額するものである。」との答弁でした。

質疑を終結し、総務企画課、税務会計課、議会事務局の審議は終了しました。

次に、福祉保健課部門について報告いたします。

議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉部門の説明を当局より受け、質疑に入りました。委員より「健康づくり福祉事業で、大学が研究対象とした理由は。」との質問に、当局より「当初はモール温泉を活用した健康づくり増進に努めたいという」と

ころから始まり、秋田大学との連携協定のうちの1つとしているものである。」との答弁でした。委員より「具体的にどのように進めるのか。」との質問に、当局より「スマートウォッチを活用し、各自の疲労度、回復度等をデータ化する。講習会等でフィードバックできるよう調整していきたい。」との答弁でした。委員より「診療所の先生も関わるのか。」との質問に、当局より「診療所の先生というよりは正和会と医学的に関わっていただく。診療所では血液検査や心拍数、スマートウォッチのデータの分析などを秋田大学と協力していただける形になっている。」との答弁でした。委員より「この事業が複数年に渡るが、その後の総額をどの位見ているのか。」との質問に、当局より「大学からの要望額は令和6年度に320万程の委託契約の要望を受けている。ただし、どこまで村が負担する経費なのか内容を精査し、6年度の予算に計上したい。7年度以降については、交通費及び人件費程度で大きな額にはならないと大学から聞いている。」との答弁でした。委員より「児童保護の件で、村と連絡を取り合える状況なのか。また入所できる年齢は。」との質問に、当局より「連絡に関しては、直接ではなく施設を通して取り合っている。入所できる年齢は18歳未満の子どもを養育している母子家庭が対象である。」との答弁でした。委員より「3月議会で健康カルテと母子モアプリの連携を、6月議会の補正も含めて検討するとの答弁だったが。」との質問に、当局より「3月の委員会の時点で有利な補助金の活用を検討すると述べたが、保健センターに関するデジタル関連の補助率2分の1の補助金が見つかり、今後活用できないか検討中である。」との答弁でした。委員より「次回の議会の補正で対応するのか。」との質問に、当局より「この補助金を知ったのが、県からの令和5年度事業の通知文であり、まだ要望調査が来ていない状態である。年度途中の補正対応もしくは来年度の予算で対応できればと考えている。」との答弁でした。

質疑を終結し「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課部門の審議は終了しました。

次に、議案第37号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局より説明を受けました。

質疑、討論はなく採決に入り、議案第37号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局より説明を受けました。

質疑、討論はなく採決に入り、議案第38号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、当局より説明を受け、質疑に入りました。委員より「特養分の収益還付金の理由は。」との質問に、当局より「収益が出た理由として、指定管理料が下がったことが主な要因だが、昨年度退職した看護師1名の減、また常勤の人が非常勤になったことにより雇用形態の変

更により指定管理料が若干下がったことによるものである。」との答弁でした。委員より「還付する分を職員の給料に上乘せするなど、職員数を増やしたりすることは出来ないものか。」との質問に、当局より「指定管理の中で給料を支払い、そのうえで収益が出たため2分の1を還付するものである。」との答弁でした。委員より「看護師が1名退職されても定数に達しているが、サービスの低下や働き方は大丈夫か。」との質問に、当局より「ひだまり苑とは定期的に話し合っているが、重要事項説明書にある人数の過不足の報告も受けているが、現状は足りていると報告を受けている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第39号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会部門の審議に入りました。

当局より説明を受け、質疑に入り、委員より「ALTの方が今期で退任する理由は。」との質問に、当局より「主な理由は体調不良であり、重度の頭痛により病院に通院していたが、本人より健康に自信がないということである。ゴールデンウィーク前は1ヵ月ほど勤務できない状態であったが、現在は大分体調も回復し、通常どおり勤務している。」との答弁でした。委員より「以前は公民館で行われる英会話教室でALTが担当していたが、現在は国際交流員が担当している。もう少し村民とALTとの交流する機会を増やす必要があるのでは。」との質問に、当局より「その他いろいろな国際交流の場でALTには積極的に参画していただいている。ALTだから、国際交流員だから、と区別はしていない。主業務は学校教育であり、学校と連携を取っているところである。」との答弁でした。委員より「小学校ではずっと同じ方に依頼されているが、中学校ではどうか。」との質問に、当局より「ALTは国からの補助があるが、小学校で委託する場合は週に2回で年間相当の村負担が生ずる。もちろんそれ以上に成果は上がっていると思う。」との答弁でした。

質疑を終結し、教育委員会部門の審議は終了しました。

関係各課が入場後、再開し、討論はなく、議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の採決を行い、全会一致により可決すべきものと決しました。

次に陳情について報告いたします。

陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」の審査に入り、委員より「森林環境税関連の項目については村の事情を考えると除いてほしい。」との意見や、「陳情に大きな違和感もないので賛成。」との意見が出されました。

採決の結果、全会一致により採択することに決しました。

以上で、当委員会に付託のあった議案の審査経過と結果の報告といたします。

#### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第33号、議案第36号の関係部分、議案第40号、議案第41号及び報告第2号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、4番、菅原アキ子さん。

**【生活産業委員長：菅原アキ子】**

4番、菅原アキ子です。

令和5年第2回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案及び報告について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門から審査を行い、その後当局が入れ替わって、産業振興課、農業委員会の産業部門の順に行いました。

議案第33号「工事請負契約の締結について」、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「流量計や他の機械設備類のカタログのようなものはないのか。説明だけでは見えないところがあり、資料があれば理解しやすい。導入後のランニングコストなどはある程度算定しておくことも必要であるし、デジタル化はしたものの、その後のランニングコストはわかりませんというのは、本来企業的な観点からも成り立たないと思うがいかがか。」との質疑があり、当局より「導入予定の機器類の写真やカタログ等は業者から取り寄せて、別途提出というのは可能だと思う。本事業の概要については3月の特別委員会で説明させていただいている。その時点から現段階に至るまで、監視画面がどのようなものになるのかなどについての資料をいただいているし、契約後に事業が進んでいけば、業者側から示されるものと思っている。業者から提出され次第、全員協議会の場などで示したい。また、コストに関しては、実際のインターネット監視にすると最低でもそのクラウドや回線使用料で年間39万円程度のコストが生じることは示されているが、詳細についてはこれから業者側と相談し、また内部でも協議しながら詰めていく。」との答弁でした。委員より「今回のデジタル化でどの部分が無人となるのか。完全に無人化になるということか。」との質疑があり、当局より「現在シルバー人材センターに委託している、平日午後5時から翌日の午前8時までと、土日祝日を無人化し、タブレットにより浄水場の状況を把握することを計画している。平日の午前8時から午後5時までは、現在、会計年度職員2名が常駐し施設の管理にあたっているが、この時間帯については水道の開栓や閉栓等の他の業務もあることを考慮し、引き続き有人とする予定である。」との答弁でした。委員より「不具合が発生した場合は、どのような形で異常を知らせるのか。すぐにわかるシステムなのか。」との質疑があり、当局より「異常が検知された場合は、タブレットにその旨を伝えるメールが送信される形となっている。現在のところ、村長や副村長を含め8名がこのタブレットを持つ予定であり、異常を知らせるメールに気づける体制を作ってい

きたい。」との答弁でした。委員より「全て自動化になるということは、夜勤を含め、全く見回りの方がいなくなるということか。」との質疑があり、当局より「今度は1時間ごとにタブレットに異常なしのメールが入ることとなり、異常を検知した場合は、タブレットにその情報が送信されることとなるので、見回り等の必要がなくなるということになる。ただし、システムを使いこなす時間等を考慮し、少しずつ無人化に向けて進めていきたいと考えている。」との答弁でした。委員より「2者が入札参加を申し込み、見積が間に合わなかったため、最終的に1者だけの参加ということだが、入札までの時間はどの程度あったのか。また、1日あたり1500㎡以上の浄水場の工事实績があることなど、様々な条件がある中で、県内全てに呼びかけを行った中での2者からの申し込みか。」との質疑があり、当局より「入札公告では、県内に本社又は事業所等があり、入札調書に記載のある実績を持つ業者に工事实績を求めた上で、電気工事のA級の格付けを持つ業者の参画を想定していた。それらを条件に、予定価格が5千万円を超える工事入札の取り扱い規定が公告から15日以上期間を空けることとなっており、今回は公告終了の3日前に設定し、その段階では2者から申請があったが、辞退となった業者については入札までにメーカーからの見積が揃わなかったためである。」との答弁でした。委員より「当初は何者くらいの入札参加を想定していたのか。また、今回契約を締結するマサカ電機については、類似の工事をどの程度行ってきたのか。」との質疑があり、当局より「今回は挿入型の超音波流量計の取り付け工事があり、県内でも導入実績がほとんどないことを考えると、参加業者は3から4者程度と想定していた。マサカ電機に関しては、由利本荘市や秋田市といった大規模な浄水場において1億を超える電気工事の受注実績があり、問題なく対応できるものと考えている。」との答弁でした。委員より「97.05%の請負決定額で1者の参加なので、これは随意契約となるのか。それとも、入札の執行という扱いになるのか。」との質疑があり、当局より「あくまでも入札により業者が決まったという形になる。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第33号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、特に質疑はありませんでした。

次に、産業振興課、農業委員会の産業部門について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「おおがた旅割プラス事業について、10月から2月までの5か月間で1万人程度の宿泊が見込めるということか。」との質疑があり、当局より「昨年の実績として、1か月あたりの宿泊数が2千人程度であるため、順調にいけば5か月間で1万人を想定している。」との答弁でした。委員より「冬場は観光客・宿泊客の見込みが少ないので、実施時期をずらすことは考えていないのか。時期によって、実際どの程度差があるのか。」との質疑があり、当局より「10月から2月までの期間が閑散期となっていることか

ら、あえてこの時期に実施したいと考えている。6月までは県の『秋田を旅しようキャンペーン』が実施されているし、7月から8月はお盆や夏休みと重なることから、かなり混み合う時期となる。9月も大型連休の影響でそれなりに需要はあるが、例年10月以降に落ち込んでいく傾向があるので、適した時期だと考えている。」との答弁でした。委員より「株式会社ルーラル大潟経営改善事業費補助金として273万9千円とあるが、ルーラルが主体となってコンサルタントをお願いしたいと村に補助の依頼があったのか。」との質疑があり、当局より「3年間の伴走支援も含めた内容となっていて、総額346万5千円のうち、今年度分として273万9千円を今回計上している。」との答弁でした。委員より「3年間の伴走支援期間中に、計画どおりにいかなかった場合には、計画の変更はあり得るのか。」との質疑があり、当局より「伴走支援の中で、経営改善計画のモニタリングを行い、修正や追加的取り組みが必要かどうかを随時検討していく予定で、新たな経費の必要性についてはその内容次第になるかと思う。」との答弁でした。委員より「プレミアム飲食券とおおがた旅割プラスについて、本当に適切な方法なのか疑問に思う。ルーラルの経営改善にとって、より効果的な別のアイデアが出てきた時に予算を使った方が良い気がするがどうか。」との質疑があり、当局より「プレミアム飲食券やおおがた旅割プラスについては、コロナ禍で景気の落ち込んだ観光事業の早期回復を目的としており、経営改善事業については、経営の方針見直しや効率化を図るといったルーラルの内部的改善を目的としている。経営改善の一助として、連動していない訳ではないが、目的が異なるもののご理解をお願いしたい。」との答弁でした。委員より「これまでにルーラル自らが外部に対して経営改善を依頼した実績はあるか。」との質疑があり、当局より「過去に外部の専門家からの指導を仰いだことがあると聞いている。」との答弁でした。委員より「株式会社ルーラル大潟経営改善事業費補助金について、273万9千円では経営改善に対する予算としては足りないのではないかと懸念しているが、見通しはどのようになっているか。」との質疑があり、当局より「3月議会以降検討した結果、まずは経営改善計画を立て、その中で追加的支援が必要となれば、その段階で検討していくべきであるという結論に至った。内部で改善できるものであればルーラルで実施するが、村の補助が必要となれば、その時点でまた議会に相談させていただきたいと思う。」との答弁でした。委員より「プレミアム飲食券やおおがた旅割プラスについては、どうしてもルーラルありきの事業のように感じてしまう。誤解を生まないように説明の仕方を工夫する必要があると思うが、いかがか。」との質疑があり、当局より「外的部分の下支えと内部改革という手法で取り組んでいくということが伝わるように、村民の方にも丁寧に説明をしていきたい。」との答弁でした。委員より、株式会社ルーラル大潟経営改善事業について、計画作成後に内容を報告していただけるのか。」との質疑があり、当局より「内容がまとまりましたら、全員協議会または勉強会等で議員の皆さんに説明したいと思う。」との答弁でした。委員より「プレミアム飲食券について、今回は3,500円で5千円分が購入できるようになり、大変使い

やすくなったと感じる。前回は購入した店舗でしか使用できなかったが、今回はどのような取り扱いになっているのか。」との質疑があり、当局より「前回同様、購入した店舗のみ使用可能とする予定であり、前回と異なる点としては、産直センターが飲食店ではなくなったため、ルーラルについてはホテルと湯の湯、2か所で使用可能となる。」との答弁でした。委員より「村内どこでも使える共通券での運用ができれば、使う側の利便性が高まると考えるが、運用は難しいものか。」との質疑があり、当局より「県や他自治体で実施しているような共通券は、商工会など1箇所が販売の受け皿になっていますが、村がその役割を担うとなると、役場が開いている時でないで購入できませんし、実際はお店を利用する時に、その場でそのお店の飲食券を購入できた方が利用者にとっては使いやすいと考えている。」との答弁でした。委員より「プレミアム飲食券の販売期間と使用期間は違うか。」との質疑があり、当局より「同じで、どちらも9月から2月までの6か月である。」との答弁でした。委員より「ルーラルとパンダで枚数はそれぞれ決まっているのか。」との質疑があり、当局より「これまでの実績からルーラルが8割、パンダが2割程度を想定している。ただ、事業を進めていく中で、状況を見ながら予算内で調整していきたい。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」うち、当生活産業委員会に係る部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第40号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「所有する車はあと何年程度の使用を想定しているのか。これだけ修繕料がかかるのであれば、新車の購入も検討すべきであると思う。その見極めは難しいところがあるが、買い替えの基準などはあるか。」との質疑があり、当局より「車の耐用年数は6年程度であると認識しており、既に耐用年数は超えているが、車両の状況や走行距離等を総合的に判断し、今回は修繕で対応することにしました。」との答弁でした。委員より「修理費用に80万円というのは高い。新しい車を購入の方が費用対効果が得られるように感じるが、そのような考えはなかったか。」との質疑があり、当局より「買い替えの検討もしたが、現在の車両は購入からまだ7年しか経過していないことや、走行距離が10万km弱であること、今の車は丈夫で部品なども性能が上がっているため、仮に走行距離が20万kmであってもまだまだ乗れるようなイメージがあるので、総合的に判断した。」との答弁でした。委員より「財源構成の変更について、当初予算の段階ではわからなかったのか。」との質疑があり、当局より「3月の予算特別委員会の段階ではまだ内示を受けただけであったため計上を見送った。その後、4月当初に正式な交付決定通知があったため、今回の議会に上程させていただいた。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、議案第40号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「集合住宅用の公設ますというのは、一般住宅や一戸建てなどに設置されているものと異なり、流量や構造を考慮し、市販で見るとようなキットタイプのプラスチック製のものなのか。それともコンクリートのように頑丈なスタイルのものなのか。どのような構造のものが設置されるのか。」との質疑があり、当局より「コンクリートは本管などのかなり流量が多いところに使うものであり、今回の公設ますは、塩ビタイプで直径20センチくらいのを設置する予定である。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、議案第41号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第2号「令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、特に質疑、討論はなく、採決の結果、報告第2号は、全会一致により原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました議案および報告の、審査の経過と結果について、生活産業委員長報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

6番、黒瀬友基さん。

**【6番：黒瀬友基議員】**

6番、黒瀬友基です。

議案第36号「令和5年度一般会計補正予算案」に反対の立場から討論をいたします。

今回、産業振興費において、プレミアム飲食券事業1,050万円、おがた旅割プラス事業3,023万1千円が計上されています。

これまでもコロナ禍においては同種の事業を実施しており、村の観光・飲食業の窮地を乗り越えるために行ってきたものですが、これまでの、財源として主に国からのコロナ対策の臨時交付金を活用した事業と異なり、今回は国などからの財源ではなく村の一般財源を用いて行う事業となっています。

確かにコロナ禍での村内の観光・飲食業への影響は甚大であり、新型コロナも感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行した中で、需要喚起を促し、需要の回復を後押しするという説明には一定の理解はいたします。ただ、村においては観光・飲食業だけではなく、

農業、食品加工業など様々な産業があり、新型コロナの影響は限定的かもしれませんが、昨今の燃料費や物価高騰などの様々な外的要因で影響を受けている農家や事業主がいる中、一般財源を用いての観光・飲食業だけへの大きな支援というのが果たして理解を得られるのでしょうか。

また、今回の事業の内容及びこれまでの同種の事業の実績から考えると、今回の2つの事業費の大半が、村や県が産直、温泉、ホテルなどの指定管理を委託している村の第三セクター、株式会社ルーラル大潟への実質的な補助となることが考えられます。

村の観光振興に関しては、観光関連事業者の利益に留まらず、村の知名度向上による地域価値の向上、農産物や加工食品などでの大潟村の産地ブランドの向上にも寄与すると考えています。従って、農業を主産業とする大潟村においても、観光産業の振興も必要だとは考えますし、村も一体となって観光振興に取り組んでいく必要があるとも考えます。

従って観光産業事業者への支援を一律に否定するものではありませんが、一方で、その観光産業を担う大きな事業者及び事業の内容が、大潟村の場合には、村が出資する第三セクターであること、公的な施設を利用して行っていること、そして5年ごとに公募される指定管理者制度で受委託しているという関係性からも、そこに対して支援を行う場合には、支援する内容や金額に加えて、補助金の使途を限定するなど細心の注意を払うべきだと考えています。

株式会社ルーラルに対しては、今回の補正予算で、株式会社ルーラル大潟経営改善事業の予算も計上されています。これは株式会社ルーラル大潟の早期経営改善を図るための外部専門家による経営改善指導のための経費となっていますが、新型コロナ前から経営状況が良いとは言えなかった状況の中で、さらに新型コロナの影響を受けた株式会社ルーラル大潟の経営改善を促す事業として、これまでの内部での様々な取り組みに加え、外部の専門家、コンサルタントを交えての経営改善計画の策定は早期に行っていただきたいと考えていますし、村としても、使途を経営改善計画策定の外部への委託に絞っている今回の支援は行うべきと考えます。

今回、支配人も交代し、今後代表取締役なども変わると伺っていますので、ぜひ新たな体制の中で、経営改善を着実に進めていっていただきたいと願っています。

ただ、これから外部の専門家を交えて経営改善計画を策定し、今後その計画に沿って経営改善を行っていく以上、まず村としては、経営改善計画の策定や、策定後の経営改善の着実な遂行をしっかりと見守るべきと考えます。そして、その経営改善を進める上で、株式会社ルーラル大潟の自助努力に加えて、どうしても村としての直接の支援策が必要であるならば、その計画に沿った中で必要な支援を行う方が、効果的な支援となり、経営改善につながると考えています。

従って、これから経営改善計画の立案を進めていこうという段階で、コロナ禍明け直後の需要喚起策とは言っても、実質的に直接的な事業者支援ともなる今回の2つの事業は現

時点で行うべきではないと思いますし、支援方法としても最適ではないと思います。

以上の理由により、議案第36号「令和5年度一般会計補正予算案」に反対いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第31号「大潟村村税条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第32号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま可決されました議案第32号について、松本正明議員より、発議第2号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議案」が提出されております。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、発議第2号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議案」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後3時53分)

(午後3時55分)

再開します。

追加日程第1、発議第2号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議案」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

5番、松本正明です。

発議第2号について、決議案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

次のとおり、地方自治法第112条及び大潟村議会会議規則第14条の規定により議案を提出します。

令和5年6月13日提出

提案者	大潟村議会議員	松本	正明
賛成者	大潟村議会議員	黒瀬	友基
賛成者	大潟村議会議員	三村	敏子
賛成者	大潟村議会議員	菅原	史夫
賛成者	大潟村議会議員	戸部	誉
賛成者	大潟村議会議員	石井	雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

発議第2号

大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議案

平成30年に国保事業の運営主体が県になって以降、本村では国保税額の基礎となる県への国保事業納付金が年々増額しており、それに伴い村民の国保税負担も増大している。また県内では同じ所得層で地域ごとに国保税（料）が大きく異なり、不公平感もある。

本村国保事業の県への納付金は平成30年から約1億9千万円増加している。全県保険料水準統一の移行期間の対策として激変緩和措置が6年間取られているが、それも令和3年度以降急激に減額され、令和5年度で終了予定である。

今年度は村内の国保加入者が急激な負担増とならないように基金をすべて取り崩して対応するが、このままでいけば来年度以降は、村内国保加入者に大幅な負担を強いることが懸念される。

については村当局に対し以下のことを秋田県及び関係機関へ働きかけるよう強く求める。

記

1. 国保税（料）の県内地域間格差を無くし、保険料水準の完全統一を早期に図ること。
2. またそれまでの移行期間は地域住民加入者の大きな負担増とならないように激変緩和措置などの財政支援を継続して行うこと。

以上、決議する。

提案理由

大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関し、今後の国民健康保険事業の適

正な運営に対して、議会の要求を議会の意思として決定するため提出する。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第2号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する附帯決議案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

それでは、日程の順序を戻し、進めて参ります。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第33号「工事請負契約の締結について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第34号「普通財産の貸付について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第35号「普通財産の貸付について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第36号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第37号「令和5年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第38号「令和5年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第39号「令和5年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第40号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第41号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、報告第1号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、報告第2号「令和4年度大潟村一般会計補正予算専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の

方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第15、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、ポルダール湯の湯及びホテルサンルーラル大湯について、基準を上回るレジオネラ属菌が検出された、その後の状況について報告を申し上げます。

両施設において、それぞれ消毒・洗浄を行い、確認の再検査を行った結果、両施設とも基準値内でありました。株式会社ルーラル大湯では秋田中央保健所、秋田県及び村に対し連絡をし、安全性が確認されたことから、ホテルサンルーラル大湯においては本日6月13日より、ポルダール湯は明日14日より通常営業を再開する運びとなりました。

なお、株式会社ルーラル大湯では、営業再開について村内全戸にチラシを配布してお知らせするとともに、同社のホームページでも周知することとしております。改めて利用者の皆様にはご不便をおかけしましたこととお詫びするとともに、指定管理者と連携のもと、今後の衛生管理について万全を期してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、追加の諸般の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後4時09分)

(午後4時11分)

再開します。

ただいまの村長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

11番、石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

11番、石井雅樹です。

レジオネラ属菌のことなのですが、基準を上回る菌が検出されたというふうに説明されておりますが、どの程度の数字が出たのか。よくニュースでは、「基準値の10倍を超える菌が検出された」等と数字が出てきますけれども、数字がどこにも出てきていないのですが、一体どのくらいのものが検出されたのか。

それと、レジオネラ属菌といいますと、レジオネラ肺炎といいますか、肺炎を起こすことで知られており、最悪の場合、死者も出るということなので、現状健康を害している利用者の方はいないのか、把握しているのかどうか。

それから、まずこれの原因ですよね。想像するに、きちんと消毒、清掃、湯の取り換えを行ってれば、まず基準値を超えることはないと思うのですが、なぜ超えてしまったのかという、その原因ですよね。それを把握しているのか。

よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

石井議員のご質問にお答えします。

まずはレジオネラ属菌の検査結果、5月の末にやったものですが、その数値ですけれども、2倍から19倍というふうな結果ですが、基準値が10未満ということになっております。その中で低いところ、検出された部分で一番低かったのが20、これは基準値オーバーです。一番高かったのが190、これは検査時は男湯の浴槽水というところが190で一番高かったところ。あとはカランの水ということで白湯からの検出であったということで、その原因が何かということになれば、特定するのは非常に難しいということでした。考えられるのは、白湯からも出ましたので、白湯は60度で管理をしております。60度で管理して一番末端で大体57～58度ぐらいでお湯が出るということでありまして。厚労省のいろいろな書き物を見ますと、55度を下回らないように管理しなさいということになっております。実際は、55度以上では管理している訳ですが、それでも白湯の方から検出されたということで、まずはお湯の温度管理をもう少し上げてみるのも防止策の1つではないかということで、今現在検討中でありまして。それを行うことによって燃料代が若干かかるとなるということも考えられますので、そういったことを併せて管理をして、保健所の指導も仰ぎながら、今後の対応を取っていききたいというふうに指定管理者と話をしているところ。

また、今回の検出によって健康被害があったのかということでありまして、結論から言いますと、健康被害等の状況はなかったと。ただホテルに対して、新聞記事に出ましたので問い合わせが1件ありましたけれども、その方も健康被害には至っていないということでありまして。

すみません、追加でご説明しますが、今後の対応ですけれども、ルーラル社内に衛生管理委員会を立ち上げまして、衛生管理については徹底していくという体制を作るということも今後の対応の1つであります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

**【11番：石井雅樹議員】**

温度管理のことを今説明を受けましたけれども、いわゆる消毒、いわゆる湯の取り替え等はきっちり行われていたということなのではないでしょうか。よく村民の方も、コロナで売り上げが下がったから、言ってみればコスト削減でちょっと手を抜いたのではないかと、というふうにささやかれている方が大勢いらっしゃるのでは、そういうことはないのか。

お願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

石井議員の再質問にお答えします。

日常の衛生管理、清掃ですけれども、これはコロナ禍以前、コロナ禍、変わらず実施しております。お湯の入れ替え、1日数回の逆洗浄を実施しております。

検査時、女湯からはでなかったと、男湯からたまたま出たと、たまたまというのは失礼な表現ですけれども、そういったことでありました。いずれ日常の衛生管理は変わらず実施しているということでもあります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【11番：石井雅樹議員】**

ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございますか。

7番、菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

7番、菅原史夫です。

今のご質問とほぼ同じだと思うのですが、ちょっと確認したいのですが、この中ほどの方に、今回基準値を下回る再検査の結果となったということになっていますが、大変喜ばしいといえますか、安心したという感じですか。

その中で、秋田中央保健所の方に連絡したというふうになってはいますが、検査はどこでやられたのでしょうか。というのは、保健所の検査ではなくて、また違う何かの検査で、その結果を保健所に出したのかということを確認したいのが1点と、先ほどの説明でも今後、発生防止の対応策ということで説明があったのですが、そこをもう1つ確認したいのですが、ああいうふうな公衆衛生施設といえますか、そういうところになると、当然日々の清掃記録、誰が、いつ、どのようにやったのかというのが必ずあるはずなのではないですか。そういうものも今までちゃんと両施設ともやっていたのかどうか、確認は取れているのか。今後それをより精度の高いものにしていかなければいけないので、その辺

を実際に、委員会を立ち上げるのは当然いいのですけれども、実際に防止策として具体的にどういうふうにしていくのか。この2点をお聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員のご質問にお答えします。

まず、再検査についてですけれども、再検査は自主検査ということになりますので、今回は秋田県化学分析センターに検査依頼をして実施しました。その結果を保健所に報告して、という流れになっております。

2点目の、具体的な防止策等々ということになりますけれども、先ほど石井議員にお答えしたところになる訳ですけれども、繰り返しになりますけれども、社内の衛生管理委員会において衛生管理基準をしっかりと守れるような、日常の管理になると思いますけれども、そこを見直すべきところがあれば実施すると、これが先ほど言った白湯の、お湯の温度の管理でそこが防げるのかどうかというと、実際高く温度を管理すれば、そういったことは防げる訳ですけれども、今も基準値の中で管理をしていた訳ですけれども検出されたということがありましたので、そこを今後の課題で、外部の保健所の指導、あるいは業者さんの話を聞きながら検討を加えていきたいというところであります。

日常の衛生記録については、申し訳ありません、今現在ここで確認は取っておりませんが、いずれ県の条例が定められておりますので、その条例に沿った管理はしっかりしているということで理解はしております。

以上です。

すみません。再検査を依頼した検査機関の名称ですけれども、「秋田県分析化学センター」でありました。訂正いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【7番：菅原史夫議員】**

わかりました。今回こういうふうな形で基準を上回る菌が検出されて、自主的に営業を取りやめて、今回再検査ということであって、要は保健所の方から強制的に営業停止という形ではなくて、自主的にということで、自主検査ということになるのですか。それとも、これは何か基準があって、自主検査なのか。多分かなり重ければ保健所自らが検査するはずなのですけれども、それがわかれば教えてください。

そして、こういうことがあったら、まず今まで日々どのようなことをやっていたのか、要は具体的に清掃記録、衛生管理記録、特に公衆浴場だったらそれも必要ですよ。そういうものもきちんとなっているのかどうかは、やはり村が指導管理していく立場にあ

ると私は思いますので、こういうことがあったら必ずそこは確認を取っておかないと、今後の対策でこれをやります、あれをやりますというふうにやっても、結局今までやっていないことが出てきているので、非常に心配しているのですよ。変な風評被害も出てしまうと困るので、きちんとやってもこういうことは起こり得るといことも、逆にそれが証明になると思いますので、ぜひそれは村の方で必ず確認をとっていただきたいというふうに思います。それについて、お考えを。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、石川課長。

**【産業振興課長：石川歳男】**

菅原議員の再質問にお答えします。

まず1点目の再検査の位置づけと伺いますか。最初の検査は年に1回の定例検査でありました。その結果に伴う休業については、これは行政処分ではなくて自主休業ということでもあります。よって確認も自主検査を行って、その結果は、再開するにあたって保健所と連絡を取り合いながら、報告しながら実施をしているということでもあります。

それと日常の衛生管理についてですけれども、これについては県の条例等と国の基準に従って行っている訳ですけれども、日常の管理記録については施設側で保管してあると思います。ただ、それを村がチェックをかけるとか、確認をするといったことは今まではなかった訳ですけれども、今後定期的にそういったものも、指定管理施設ですので、村としてもそこは指定管理者と連携をとりながら管理に努めていくということできたいと思いますので、どうかご理解をよろしくお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【7番：菅原史夫議員】**

ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ほかに質疑ございませんか。

ほかに質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第43号「財産の取得について」を議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、追加で提出しております議案について、ご説明申し上げます。

議案第43号「財産の取得について」であります。消防ポンプ自動車の更新について、

6月9日に指名競争入札を執行したところ、

2,475万円で、

秋田市山王六丁目10番9号

猿田興業株式会社

代表取締役社長 猿田知久

が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書並びに関係資料に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第43号「財産の取得について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、意見書案第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

5番、松本正明さん。

**【5番：松本正明議員】**

5番、松本正明です。

意見書案第5号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年6月13日提出

提出者 大潟村議会議員 松本 正明  
賛成者 大潟村議会議員 黒瀬 友基  
賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子  
賛成者 大潟村議会議員 菅原 史夫  
賛成者 大潟村議会議員 戸部 誉  
賛成者 大潟村議会議員 石井 雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

### 地方財政の充実・強化を求める意見書案

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。とくに、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、

より抜本的な改善を行うこと。

4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
6. 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
9. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月13日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 細田 博之 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
総務大臣 松本 剛明 様  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様  
デジタル大臣 河野 太郎 様  
農林水産大臣 野村 哲郎 様  
内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画） 小倉 将信 様

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18「議員派遣の件」についてを議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、「議員派遣の件」は決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に、変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後4時43分)